

西海捕鯨業における地域と金融：幕末期壱岐・鯨組 小納屋の会計分析を中心に

古賀，康士
九州大学総合研究博物館

<https://doi.org/10.15017/25332>

出版情報：九州大学総合研究博物館研究報告．8，pp.83-106，2010-03．The Kyushu University Museum
バージョン：
権利関係：





西海捕鯨業における地域と金融 —幕末期壱岐・鯨組小納屋の会計分析を中心に—

古賀康士

The Role of Local Society and Indigenous Finance
in the Japanese Traditional Whaling Industry

Yasushi KOGA

九州大学総合研究博物館：〒 812-8581 福岡市東区箱崎 6-10-1
The Kyushu University Museum, Hakozaki 6-10-1, Higashi-ku, Fukuoka 812-8581, Japan

はじめに

九州北岸から壱岐・対馬・五島列島におよぶ海域に広がる西海地方は、紀州・土佐などと並んで、近世日本の主要な捕鯨地域の一つに数えられる。紀州を中心とする地域は、組織的な捕鯨業の開始と捕鯨法の技術革新の舞台となったが、産業として捕鯨業を最も大規模化させたのは、先進的な捕鯨技術を受容した西海地方であった。古式捕鯨が捕獲対象とした鯨は、冬季になると繁殖のため北方から温暖な海域に南下し、春季には出産を終えて子鯨と共に北上をする。この鯨の季節的な回遊ルートの日海側を一手に抑える西海地方は、紀州や土佐などに比べ遙かに多くの良好な漁場を抱えていた。それゆえ、この海域には「鯨組」と呼ばれる捕鯨集団が数多く進出し、域内全体の捕鯨業の規模は他の地方を圧倒することになる¹。

「鯨組」とは、捕鯨業を操業する基本的な経営単位をいう。一般にその経営組織は、海上で捕鯨活動に従事する「沖場」と、陸上で漁具の準備と鯨の解体・加工作業を担当する「納屋場」から構成される。その規模は、網取式捕鯨の場合、約500人の労働者を要するほど巨大なものであった。西海地方最大の鯨組である益富組ともなると、最盛期には、壱岐、五島、生月、大村の網代で5組の鯨組を同時に操業し、その年間雇用者は数千人にも及んだという²。

戦前から始まる西海捕鯨業研究の最も大きな課題の一つは、この巨大な鯨組の経営構造を解明することであったといっても過言ではないだろう。鯨組を鉱山業・製鉄業などと並ぶ江戸期最大のマニファクチャアと捉え、巨大・複雑化したその構造と、それを可能ならしめた諸々の存立要件を解明することが主要な目的とされたのである。この研究史の初期に設定された課題は、1950年代以降、益富組の膨大な経営史料が利用可能となると、益富組研究とでもいべき実証

¹ 西海捕鯨業の概略は、秀村選三・藤本隆士「西海捕鯨業」原田伴彦編『江戸時代図誌 第22巻 西海道一』筑摩書房、1976年、160-169頁、など。西海地方では、近世前期の突取式の最盛期に約70の突組、近世中後期以降の網取式の時期に約20の網組が操業した（柴田恵司「西海鯨鯢記」『海事史研究』第34号、1960年、94頁、後掲図1参照）。土佐の鯨組は2組に限定され、捕獲高も19世紀の浮津・津呂組で年間平均約16～26頭と西海地方の網組1組程度の規模である。西海地方以外の捕獲高の統計データは、Omura, H., "History of Right Whale Catches in the Waters around Japan", *Right Whales: Past and Present Status, International Whaling Commission* (Special issue 10), 1986, pp. 35-41.

² 益富組の概要は、森田勝昭『鯨と捕鯨の文化史』名古屋大学出版会、1994年、251頁、など。注3も参照のこと。

性の高い研究潮流を生み出し、鯨組の労働組織、鯨商品（鯨油など）の流通、経営機構の実態などを一次史料に基づき明らかにすることになる³。

しかし一方で、これらの研究がその問題関心を鯨組の内部構造へと集中させるあまり、鯨組とその外部環境をめぐる諸問題の多くを取り残してきたことは否めない。例えば、人類学が強い関心を寄せる鯨組と漁場・労働力を所有する地域社会の関係⁴、あるいは数多くの鯨組の参入を許容した西海捕鯨業それ自体の構造といった問題は、これまで十分に主題化されてこなかったのである。鯨組の構造分析に特化した論理の枠組を単純に拡張させるだけでは、これらの問題を実証的に高い水準で扱うことが困難だからである⁵。

本稿ではこのような認識に基づき、西海捕鯨業における地域と金融の問題に注目して考察を進めることにする。膨大な労働力や資材を動員して行われる伝統捕鯨業では、多くの場合、鯨組の自己資本のみで必要な捕鯨資金が確保できず、鯨組外部の資金への依存が生じる。したがって捕鯨業における金融の問題は単に鯨組の枠内で完結するものではないが、これまでこの問題は、藩財政との関わりを除けば、専ら鯨組の構造分析の一環として扱われてきた。また地域に関しても、村落共同体的な鯨組の運営については研究の蓄積があるものの、金融といった経済的事象に関しては未だ多くの論点が残されている。そこで本稿では、西海地方最大の捕鯨場であった壱岐の「小納屋」と呼ばれる経営体を取り上げ、西海捕鯨業の資金的基盤の一つとして地域の資本を位置付けることにしたい。この経営体を取り上げるのは、「小納屋」が地域とそこにおける金融のあり方に密接な関係を持つ組織体であり、紀州や土佐などと異なり規模を拡大させていった西海捕鯨業の構造的特質を解き明かす上で一つの足掛かりになると考えるからである。

壱岐の「小納屋」についてはすでに武野要子と鳥巢京一による実証的な分析がある⁶。武野は、①「小納屋」が鯨組（大納屋）から鯨の一部の加工・販売を「委託」された一個の経営体であり、②現地の富裕な浦役人層の共同出資により組織・運営され、漁期ごとに出資の募集と損益の配分がなされていることを指摘した。また鳥巢は小納屋経営に見られる共同出資形態を明治期の近代的な捕鯨会社（株式会社など）の歴史的前提として論じている。

武野らの論考は小納屋の実態を初めて明らかにしたもののだが、次の二つの問題点を抱えていたといえる。

一つは、小納屋の解釈と評価が益富組の経営構造とその効率性を問う枠組の中でなされていることである。益富組と小納屋の間には委託と請負という経営上の支配・従属関係が措定され、小納屋に対する評価も、「捕獲鯨の解体処理の作業、販売、資金繰り等益富鯨組経営の重要なポイントをおさえていたのは、実は小納屋であった」⁷と益富組に強く引き付けた形でなされることになる。そこでは益富組の経営における小納屋の重要性が強調されることによって、逆に小納屋が元来持っていた経営の主体性や自律性を議論に組み込むことが困難となっている⁸。益富組という巨大な経営体を持つ階層的な構造の中に、小納屋とそれを支える地域が埋没してしまうのである。

³ 代表的なものでは、秀村選三「徳川期九州に於ける捕鯨業の労働関係」『経済学研究（九州大学）』18-1、2、1952年。藤本隆士「幕末西海捕鯨業の資金構成——生月益富組の場合——」福岡大学研究所『創立三十周年記念論文集 商学編』1964年、251-287頁。同「鯨油の流通と地方市場の形成」『九州大学文化史研究所紀要』第12号、1967年、125-154頁。松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について——平戸藩領生月島益富組を中心に——」福岡大学研究所『創立三十五周年記念論文集 人文編』、1969年、449-556頁。鳥巢京一「西海捕鯨の史的研究」九州大学出版会、1999年。末田智樹『藩政捕鯨業の展開——西海捕鯨と益富組』御茶の水書房、2004年。また西海捕鯨業をプロト工業化論の文脈で捉えたものに、Kalland, A., "Pre-Modern Whaling in Northern Kyūshū", in: Bonner Zeitschrift für Japanologie, Vol. 8, 1986, pp. 29-50。

⁴ ミルトン・M・R・フリーマン編著・高橋順一編訳『くじらの文化人類学——日本の小型沿岸捕鯨——』海鳴社、1989年。

⁵ 一連の益富組研究の中で、この研究史上の難点に最も自覚的であったのは末田智樹であろう。末田は地理学的手法を西海捕鯨業に適用し、いくつ重要な成果を挙げている。例えば、西海地方における冬組と春組の空間配置のマクロ的分析などは、新たな西海捕鯨業史を目指した貴重な成果と評価できる（末田「近世日本における捕鯨漁場の地域的集中の形成過程」『岡山大学経済学会雑誌』40(4)、2009年、49-72頁）。また末田『藩政捕鯨業の展開』も既存の益富組研究の問題点を踏まえてなされた業績である。

⁶ 武野要子「壱岐捕鯨業の一研究——益富組小納屋の分析——」『創立三十五周年記念論文集 商学編』福岡大学研究所、1966年、209-239頁。鳥巢京一「西海捕鯨の史的研究」153-212頁。また、山下涉登「捕鯨I」法政大学出版局、2004年、174-175、237-240頁にも手際のよい整理がある。

⁷ 武野要子「壱岐捕鯨業の一研究」238頁、鳥巢京一「西海捕鯨の史的研究」198頁。

⁸ 例えば、鳥巢京一は小納屋が明治期における近代的な捕鯨会社の歴史的前提となったと評価しつつも、その移行の可能性は、近世期においては経営の上位を占める鯨組（大納屋）によって制限されていたとする（鳥巢『西海捕鯨の史的研究』408頁）。この見解は鯨組に対する小納屋の経営的従属性を論理的な前提としたものといえよう。この点に関する実証的な検証は本稿第4節で行う。

もう一つの問題点は、小納屋の経営に対する会計的理解が不十分であったことである。小納屋の史料群は、様々な機能と内容を持つ経営帳簿から構成されている。しかし、これまで分析に使用されてきたのは毎年4～5月に作成される小納屋の決算書にほぼ限定されてきた。それゆえ、帳簿群が構成する会計組織において、西海捕鯨業特有の資金や勘定科目が持つ意味が不分明となっている。そもそも委託関係を想定する場合、委託契約の内実、特に委託に伴う費用項目(委託手数料など)の存在が特定されなければならないが、この点に関する会計的論証は殆どなされないまま、鯨組内部の一組織として小納屋の解釈がなされてきたのである。

本稿では、こうした先行研究の問題点を踏まえ、小納屋の会計分析を中心に議論を進めることにしたい。具体的な分析方法としては、小納屋の経営帳簿に現れる西海捕鯨業特有の資金と勘定科目の会計的性格を明らかにし、それを基礎として小納屋の経営の再構築を行うというプランを採用する。これによって小納屋の鯨組に対する経営的な従属性を高く想定する先行研究の第一の問題点も前提から解消されるであろう。また維新期の鯨組の操業経過について事例分析を合わせて行うことで、小納屋が実際にどのような経営行動を取るかを明らかにしていきたい。

使用する主な史料は、従来から分析されてきた印通寺浦辻川家に由来する史料群である⁹。辻川家は、幕末維新时期に益富組などの小納屋を経営したほか、酒造業や廻船業にも従事した。経済的な属性としては典型的な中小の商人資本に分類される。

酒造業では、天保8(1837)年に壱岐島内で実施された酒造量調査において、その年間醸造高が119石余と記録されている¹⁰。これは絶対値としては多くないものの、居浦である印通寺浦で7戸中1位、壱岐全体でも36戸中6位となっており、壱岐では大規模な酒造家に数えることができる。また廻船業では、幕末期段階で800石積みの大型廻船(天神丸・福寿丸)を所有し、平戸藩の城米輸送や大豆・辛子(菜種)などの運賃積みを行っている¹¹。辻川家を分析素材とするに当たっては、同家の捕鯨業への関与がその多角的な経営の一側面を示すものであったことに注意する必要がある。

また社会的には、天保14(1843)年に印通寺浦の年寄役への就任が確認され¹²、他の小納屋経営者と同様に壱岐の浦役人層の一角を構成している¹³。さらに明治大正期になると、同家の当主辻川与一右衛門が県会議員や衆議院議員となっており、壱岐地域の名望家として浮上をしている¹⁴。この点、伝統捕鯨業の社会的意味合いを暗示しているといえよう。

以下、次のような構成で議論を進めることにしたい。第1節では、議論の前提となる壱岐捕鯨業と小納屋の概要を説明する。第2節と第3節では、小納屋の経営帳簿の会計分析を行い、小納屋の損益構造と経営、並びにその共同出資の実態を明らかにする。第4節では、維新期の壱岐捕鯨業の展開を跡付け、小納屋と鯨組の関係と明治期の捕鯨会社への移行の問題を検討する。最後に、本稿の分析から得られる結論と若干の展望を示す。

⁹ 印通寺浦辻川家の文書は、現在、壱岐郷土館所蔵石田村役場文書と長崎歴史文化博物館所蔵山口文庫(長崎県立図書館旧蔵)に分かれて収蔵されている。石田村役場文書は約200点の史料群で、その大半が辻川家の小納屋と廻船経営に関する帳簿である。辻川家の明治大正期の当主(与一右衛門)が初代石田村村長になったことから、石田村役場文書の中に同家の文書が包含されることになったと推測される。その後、石田村役場文書は山口麻太郎が運営した壱岐郷土研究所に移管され、最終的に現在の所蔵元である壱岐郷土館に移ったと考えられる。山口文庫所収分は証文類が中心で、戦後に山口麻太郎によって長崎県立図書館に寄贈された。

¹⁰ 石田村役場文書40「ハヶ浦酒屋中酒造道具一式改帳」天保8年2月。最大値は湯野浦・長谷川竹吉210石、中央値は80石。

¹¹ 石田村役場文書所収の廻船関係帳簿類より。辻川家の廻船経営の規模がどの程度のものであったかをここで論じる余裕はないが、800石積みの福寿丸を例にとると、安政4(1857)年から慶応3(1867)年までの平戸藩依物の運賃手取高は145貫569匁余に及ぶ(石田村役場文書136「福寿丸勘定控帳」)。この数値は年間にして平均13貫目余となるが、これを基準に同船の営業費用を考えると、後述する小納屋経営の経費(表6など参照)と比較可能な数値となる。廻船経営も決して小規模なものでなかったと見るべきだろう。

¹² 石田村役場文書121「永鑑」天保14年3月。

¹³ 武野要子「壱岐捕鯨業の一研究」236頁、鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』183頁。また秀村選三は、鯨組の組主の性格を「村役人或は漁村・港商人——この二つの性格は矛盾するものでなく、両立、一致し得る——が流通過程に於て利潤を得、資本を蓄積(下略)」したものと指摘したが、これは小納屋の場合も基本的に適用されると見るべきだろう(秀村「徳川期九州に於ける捕鯨業の労働関係」18-1、69頁)。秀村の論考は、2人以上の鯨組の共同経営にも言及しており、共同出資形態を採用する小納屋を考察する上でも示唆に富む。

¹⁴ 橋川佐一郎『壱岐政情史』1932年、593-595、764-765頁ほか。

1. 壱岐捕鯨業と小納屋の概要

ここでは次節以下の具体的な分析に先立ち、壱岐捕鯨業と小納屋の概要をそれぞれ整理しておきたい。

分析地域となる壱岐は、九州北部の東松浦半島から約25km隔てた玄界灘に位置する(図1)¹⁵。近世においては平戸藩領に属し、島内の支配は耕作を主とする在方と漁業権の認められた浦方に分けられていた。在方では一定期間ごとの土地の割替により散村化が進んだのに対し、浦方には町家が築かれ、生産や流通において島内の都市的機能が担われるようになる。捕鯨業の経営・出資主体となるのは、浦方において資本を蓄積した問屋・仲買層である。

西海地方において、壱岐は最良の捕鯨環境を備えているといわれる。西海地方最古の捕鯨書である「西海鯨鯢記」(享保5年成立)は、壱岐を評して、その沿岸以外に鯨の通過できる「海路」が存在しないため、鯨組にとって「永代不易ノ地ナラン」としている¹⁶。鯨の回遊ルートの一環を壱岐が押えていたわけである。また、近世期の捕鯨書の集大成である『鯨史稿』においても、壱岐の捕鯨業を「鯨漁ノ盛ナル諸州第一ナリト云」と記している¹⁷。これも壱岐が持つ自然環境的な条件が優位に働いた結果といえる。

壱岐ではいくつかの捕鯨場が開発されたが、なかでも島の北端と東部に位置する勝本浦と前目浦は、西海地方でも一、二を争う好漁場となった。18世紀末の土佐藩による西海捕鯨の見聞書によると、当時、勝本浦と前目浦の好漁時の捕獲高は他の捕鯨場の2倍以上(約50頭)に及び、そのため両浦以外の捕鯨場は「小組」と呼ばれていたという。また通常の網組の網数が3結なのに対し、勝本浦と前目浦は五島有川浦(魚目浦と共同)と並び最大の6結であることも、他の「小組」の捕鯨場との規模の違いを示している¹⁸。

このように捕鯨に適した自然環境を有し、大量の鯨の捕獲が見込まれた壱岐では、近世を通じて数多くの鯨組が操業を行った。表1はその変遷をまとめたものである。

突取式が主流の近世前期において壱岐の鯨組の年間操業数は毎年10数組ほどであった。その多くは、大村の深沢組や平戸の谷村組など島外の鯨組が中心であり、壱岐の現地鯨組は僅かしか存在しない。これは田畑久夫が指摘したように、鯨組の操業に必要なとされる膨大な資本が域内に存在しなかったことが主因であろう¹⁹。

17世紀後半以降、大規模な資本と固定的な漁場を要する網取式が普及し始めると、壱岐でも鯨組の淘汰が進む。島

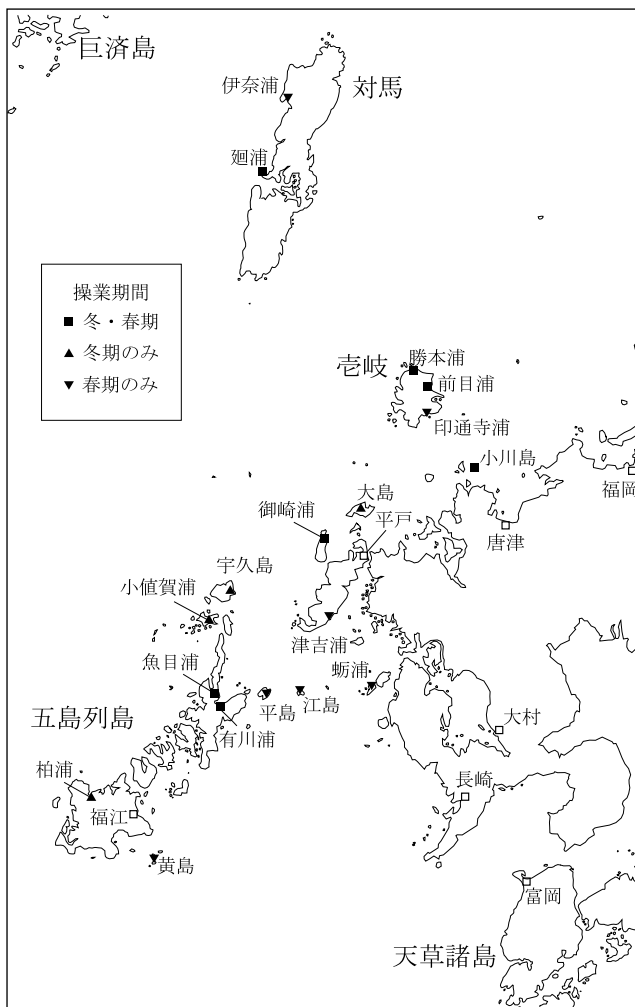


図1 18世紀末における西海地方の主要な捕鯨場
典拠:『土佐室戸浮津組捕鯨史料』7-13頁より作成。

¹⁵ 近世期壱岐の概要は、山口麻太郎「壱岐の産業」地方史研究協議会編『日本産業史大系8 九州地方篇』東京大学出版会、1960年、など。

¹⁶ 柴田恵司「西海鯨鯢記」94頁。

¹⁷ 『江戸科学古典叢書2 鯨史稿』恒和出版、1967年、317頁。『鯨史稿』は仙台藩の大槻清準が文化期(1804-17)に著したもの。

¹⁸ アチック・ミュージアム編『土佐室戸浮津組捕鯨史料』1939年、7-13頁(『日本常民生活資料叢書』第22巻、三一書房、1973年、再収)。

¹⁹ 田畑久夫「西海捕鯨業の変遷 —壱岐島を事例として—」『民俗と歴史』第19号、1987年、6頁。

表1 壱岐における鯨組の主な変遷 (*印は島外資本)

年 代	事 項
1624-43(寛永期)	*深沢儀太夫組(大村)が操業開始。
1661-80(寛文・延宝期)	突取法の最盛期。島外資本を中心に年間10数組が操業。延宝期頃より網取法が普及開始。
1688-1703(元禄期)	*深沢儀太夫組(大村)、*小田伝兵衛組(小値賀)のほか、島内の土肥市兵衛(勝本浦)・布屋九郎右衛門(芦辺浦)ら4名が共同で操業。
1705(宝永2年)	篠崎太良左衛門組(芦辺浦)が勝本浦で操業開始。
1716-35(享保期)	*山口屋助左衛門(平戸)、*益富又左衛門(生月島)、*油屋又右衛門(江戸)のほか、島内の篠崎与右衛門(芦辺浦)、布屋九郎右衛門(瀬戸浦)、許斐小左衛門(郷ノ浦)などが操業。
1739(元文4年)	前目浦・勝本浦の使用が*益富組(生月島)と土肥組(勝本浦)の隔年交代となる。
1772-80(安永期)	原田七之助組(勝本浦)操業開始。
1804-17(文化期)	原田元右衛門(勝本浦)、布屋藤太組(瀬戸浦、のち倉光氏)、*辰巳屋栄次郎組(下関)が操業。
1818-29(文政期)	*網屋組(平戸)が壱岐に進出。
1830-43(天保期)	*亀谷組(対馬)が壱岐に進出。
1859(安政6年)	*益富組(生月島)が壱岐より撤退。永取組(勝本浦)が操業開始。
1867(慶応3年)	山内四郎右衛門組(印通寺浦)操業開始。
1874(明治7年)	芦辺浦など商人中より鯨組結社創立願が出される。
1892(明治25年)	壱岐国前目浦鯨組定款(郷ノ浦・今西音四郎草案)が締結される。
1897(明治30年)	今西音四郎組(郷ノ浦)捕鯨終了。

典拠：田畑久夫「西海捕鯨業の変遷」7頁所載の表に、以下の文献により一部改変を加えた。『山口麻太郎著作集』第3巻、佼成出版社、1974年。『勝本町漁業』勝本町漁業協同組合ほか、1980年。『壱岐瀬戸浦史』壱岐瀬戸浦会、1986年。『勝本町史』上巻、1988年。

内各地に存在した捕鯨場は勝本浦と前目浦に集約化され、鯨組の操業数も2、3組ほどに収斂することになった²⁰。こうした鯨組の数量的な変化と並行して、問屋・仲買などの商人資本の成長により現地鯨組の進出が目立つようになる。この点を最も象徴的に示すのが、元文4年(1739)から始まる益富組と現地鯨組(土肥組、後に布屋組など)による前目・勝本両浦の隔年使用である。この隔年使用の背景には、良好な漁場をめぐる鯨組間の競争関係や、鯨組の運上銀と藩財政の関係などいくつかの要素が認められるが²¹、長期的な鯨組の推移から見た場合、壱岐の現地鯨組が島外の鯨組と拮抗するところまで成長したことを示すものといえる。この益富組と現地鯨組による前目・勝本両浦の隔年使用は、途中断絶を挟みながらも、益富組が壱岐から撤退する幕末維新时期まで続くことになる。

こうした鯨組の変遷の中で、「小納屋」も徐々にその経営組織と運営の仕組みを整えていったようである。以下、「小納屋」の定義も兼ねて、先行研究によりながら、その基本的な特徴を整理しておきたい。

本稿が対象とする「小納屋」とは、鯨組が捕獲した鯨の一部を加工・販売する経営体をいう²²。海上で捕獲された鯨は作業場が設置された納屋場へ曳航され、加工と保存のため特定の部位ごとに解体処理される。解体される部位には、鯨油が採取される「骨」や、工芸品用に加工される「筋」、主に鯨肉(赤身)として販売される「頭」・「大骨」などがあり、一般に「道具」と総称される。小納屋はこの「道具」のいくつかを鯨組から引き請け、鯨組が直営する納屋(大納屋など)とは別に独自に加工と販売を行う。

加工過程では、赤身類の切り分け、皮・小割などの漬入、および少量だが鯨油も搾られる²³。販売では、壱岐現地の仲買商人への「浜売」(現地販売)と九州北部の諸港へ「積出」(直送販売)を行った。小納屋の構成員は数十人規模で、全体を統括する支配人、帳簿管理を行う帳役、若衆や日雇などからなる。

こうした経営体としての小納屋の始期は、17世紀の突組時代にまで遡ることができる。寛文期(1661-72)の壱岐

²⁰ 山口麻太郎「壱岐の産業」299-300頁、など。

²¹ 松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について」517-519頁。

²² 経営体としての「小納屋」とは別に、単純に作業場としての意味もある。両者の区別は、武野要子「壱岐捕鯨業の一研究」220-221頁参照。作業場としての「小納屋」も史料により内容に違いがあり、近世後期に成立する「肥前州産物図考」と『鯨史稿』は、大納屋以外の各納屋の総称という意味で、益富御崎組の状況を示す「勇魚取絵詞」は、筋納屋と骨納屋の同一レベルの納屋の一つとして「小納屋」を説明している。なお、本文中の小納屋の概要説明は主に注6文献による。

²³ 石田村役場文書所収の小納屋関係の帳簿群より。以下、販売・構成員についても同じ。

突組の状況を示す平戸谷村組の「鯨場中日記」には、10組の突組と並んで「小納屋春浦」として沓岐や対馬の者が経営主と見られる小納屋が10軒、列挙されている²⁴。また元禄期(1688-1703)の五島有川では、小納屋に対して「あはら相応之直段相渡可申事」という規定がなされており、鯨組から独立した経営組織としての小納屋を確認することができる²⁵。さらに「西海鯨鯢記」には、「小納屋ハ商人集次第数定カタシ」とあり、当該期の小納屋の経営に商人が深く関わっていたことが分かる²⁶。断片的ながら、これらの史料から遅くとも17世紀末までには経営体としての小納屋が西海地方で成立していたと考えるべきであろう。

近世後期以降の沓岐の場合、鯨組1組あたりの小納屋の軒数は5～7軒ほどであったと推測される。明和7(1770)年と安永10(1781)年における益富組の小納屋の地銭(敷地料)の分担規定では、小納屋分の地銭を5軒ないし7軒の小納屋が負担している²⁷。また文化6(1809)年の益富前目組の小納屋も7軒から構成され²⁸、さらに同組が借用銀を管理した幕末期の帳簿にも資金の借用元として沓岐小納屋が5軒登場している²⁹。一般に西海地方における各鯨組の小納屋軒数は2、3軒であったと土佐藩の見聞記は伝えるが³⁰、鯨組の規模が大きい沓岐では通常の倍程度の小納屋を抱えていたといえよう。

これら小納屋は鯨組の運営に重要な役割を果たしていた。武野要子らによると、幕末期の益富前目組において小納屋からの資金が同組の年間運営費の約半額を占めていたという³¹。また近世後期の土肥組においても、鯨組直営の大納屋と小納屋の鯨1頭あたりの処理負担量(斤数)が約4対3の割合であったことが指摘されている³²。資金と鯨の処理機能、これら両面における小納屋の重要性が窺えるだろう。

次に小納屋経営の具体例として、本稿が主要な分析素材とする辻川家のケースをあげておこう。

表2は幕末維新期の辻川家による小納屋経営をまとめたものである。辻川家は安政期(1854-59)に4期(冬組・春組)にわたり益富組の小納屋を経営した後、約10年間の空白期間を置いて、維新期に山内組などの小納屋となっている³³。ここからは鯨組と小納屋の関係が必ずしも固定的なものではなかったことが窺える。また辻川小納屋が引き請けた1漁期の道具(鯨の部位)は山・頭・大骨など複数に及び、その種類も年により異なる。納屋の名称もそれに合わせて、頭納屋、大骨納屋などと変わっている。こうした辻川小納屋に見られる特徴はいずれもこれまで分析された他の沓岐の小納屋にも共通し、小納屋の経営が鯨組と一定期間ごとに締結される契約に基づくことを示している³⁴。

最後に、小納屋を含め、捕鯨業の関与する経営体の相互関係を捕鯨資金の経路から整理しておこう。『鯨史稿』が鯨組創設の初期資本を約5000両と試算していることから分かるように³⁵、鯨組の創設と運営には膨大な資本が必要となった。それゆえ捕鯨業では鯨組を中心にして様々な資金の経路が形成されることになる。

²⁴ 山口麻太郎『沓岐国史』719-720頁。同史料には「小なや衆」という記述もある(寛文14年3月14日条、同上737頁)。

²⁵ 藤本隆士ほか「有川鯨組式法定」『福岡大学商学論叢』第28巻第4号・第29号第1号、1984年、第28巻第4号644頁。ただし、この「小納屋」の運営者は有川掛の村役人である(「掛」は福江藩の広域行政区域)。有川では村単位で鯨組の運営がなされていたためと考えられる。なお同史料には享保12年に決められた小納屋への道具(鯨部位)の引き渡し規定も見られる(第29号第1号239頁)。

²⁶ 柴田恵司「西海鯨鯢記」94頁。寛文2年の吉村庄左衛門の突組には「商人なやの者」がいる(小葉田淳「西海捕鯨業について」『日本経済史の研究』思文閣出版、1978年、12-13頁)。小葉田は土佐藩の鯨組の事例からこれを仲買商人の詰所と推測するが、山下涉登が指摘したように、西海地方の関連史料からは小納屋に類する経営体と解釈の方が蓋然性が高い(山下『捕鯨I』240頁)。本稿第2節(2)も参照。

²⁷ 秀村選三「近世西海捕鯨業史料「前目定目写」—肥前国生月島益富組文書より—」『産業経済研究』第38巻第1号、1997年、24-27頁。

²⁸ 鳥巢京一『西海捕鯨の史的展開』157-159頁。

²⁹ 藤本隆士「幕末西海捕鯨業の資金構成」表3。例えば、同表No.63-68には辻川与一右衛門を始め小納屋5軒分の債務が計上してある。

³⁰ 「小納屋と申て、沓組に二、三軒宛付添参居候由」(桑田精一「奥宮仁右衛門九州鯨方聞合記録」『土佐史談』第52号、1935年、147頁、読点は引用者による)。同史料の来歴は本稿第3節(2)参照。

³¹ 武野要子「沓岐捕鯨業の一研究」229頁、鳥巢京一『西海捕鯨の史的展開』175頁。

³² 鳥巢京一『西海捕鯨の史的展開』166-170頁。

³³ 辻川家は化政期(1804-29)の土肥組の運営にも関係していたようだが(石田村役場文書1.2)、安政期以前の小納屋経営は確認することができない。また万延元(1860)年から慶応2(1866)年までの小納屋経営の有無も不明である。

³⁴ 鳥巢京一「西海捕鯨の史的展開」159-160頁。なお、小納屋契約は1漁期(冬組・春組)ごと想定されてきたが、表2の納屋名・道具の推移から見て、幕末維新期の沓岐では2年が1つの契約期間となっていた可能性がある。後掲史料1も参照。

³⁵ 『江戸科学古典叢書2 鯨史稿』339頁。

表2 幕末維新期辻川家の小納屋経営

年代 ⁽¹⁾	組名 ⁽²⁾	納屋名	道具名 (引請部位)	加工頭数 (本) ⁽³⁾
安政2-3年	益富前目組	頭納屋	山・頭	15
安政3-4年	益富勝本組	頭納屋	山・頭・大骨	6
安政4-5年	益富前目組	大骨納屋	大骨・開元	19
安政5-6年	益富勝本組	大骨納屋	大骨・開元	7
慶応3-明治1年	山内前目組	頭納屋	山・頭・大骨	5
明治1-2年	山内御崎組	頭納屋	不明	6
明治4-5年	長谷川前目組	阿腹納屋	不明	n.a.

典拠：石田村役場文書3, 5, 6, 10, 12, 13, 64, 67, 183。

注：(1)「安政2-3年」は安政2年冬組・同3年春組を意味する。

(2) 毎年組名が変化しているのは、並行して操業する鯨組（倉光組など）と前目・勝本浦を隔年交替で使用しているためである。

(3) 加工頭数は腹子を含む。

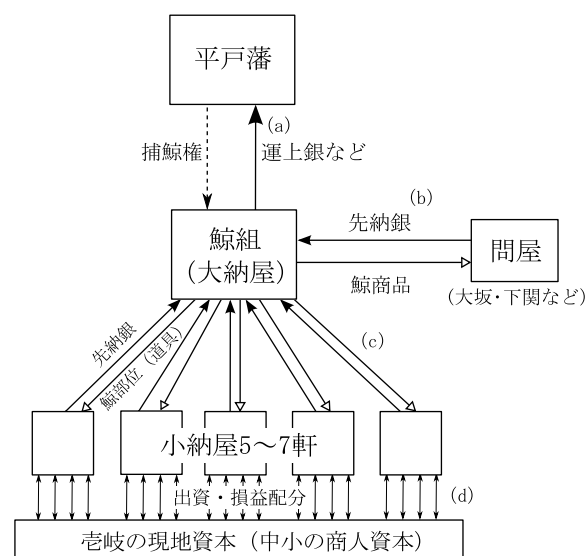


図2 壱岐・小納屋をめぐる資金と鯨の流れ
(近世後期～幕末維新期)

図2は、近世後期～幕末維新期までの壱岐における資金経路の典型例を示したものである³⁶。主要な捕鯨資金の経路は、(a) 藩—鯨組、(b) 鯨組—問屋（大坂・下関など）、(c) 鯨組—小納屋、(d) 小納屋の共同出資者間、の4つが存在する。この他に鯨油販売先の藩からの融資などもあるが、ここでは鯨組と小納屋の経営において定例化していた資金経路を中心に示している。以下、それぞれの資金の流れを整理すると次の通りになる。

(a) 藩—鯨組（大納屋）

漁業権（請浦・組株）の付与に対して上納銀（浦請銀・運上銀・組揚上納など）を納入する。経営悪化の際には藩からの支援・融資もなされる。

(b) 鯨組—問屋（大坂・下関など）

漁期に生産される鯨製品（鯨油など）を引当に大坂や下関の問屋商人資本から融資を受ける。

(c) 大納屋—小納屋

捕獲される鯨の部位（道具）に対して「先納銀」などが支払われる。上述の通り、小納屋は5～7軒からなり、これら小納屋から支払われる「先納銀」の合計は鯨組の運営資金の半額にも達する場合もある。

(d) 小納屋—共同出資者

各小納屋は数人の共同出資により運営されている。漁期前には出資金の納入が、漁期後には出資率に応じて損益配分がなされる。小納屋の経営主体と共同出資者は、酒造業や廻船業を営んだ辻川家と同様に、基本的に壱岐の中小商人資本であったと考えられる³⁷。

これらの4つの資金の経路は強い相互規定関係にあった。特に漁期前に課せられる藩への多額の上納銀（基本的に先納される）は、鯨組に対して短期的な資金の逼迫を引き起こし、それが(b)と(c)における資金の動きを生み出す本質的な要因となる。また出資金とその反対方向に動く捕獲鯨の流れは、全体の構造に周期的なリズムを与える。毎年、漁期前には(a)に誘因されて鯨組へ資金が集中し、漁期中・後は捕獲鯨が反対方向に放出されることになるのである。このリズムは、出資（漁期前）と損益配分（漁期後）が繰り返される(d)における資金の流れをも規定することになる。(c)と(d)は鯨組と小納屋をめぐる資金経路の一部に過ぎないが、地域の金融構造と密接な関わりを持ち全体の構造を支える重要な部分となっている。以下、それぞれの考察に移ろう。

³⁶ 益富組のケースを想定している。以下の説明は、主に注3・注6の文献に基づく。

³⁷ 注13参照。

2. 小納屋の出資活動と経営 —捕鯨資金の会計分析—

(1) 鯨組・小納屋間の資金の流れ

本節では鯨組と小納屋間における資金の流れを会計的に分析し、あわせて小納屋の損益構造を考察する。これによって鯨組と小納屋の相互関係と小納屋経営の特質を明らかにして行きたい。

沓岐の小納屋と鯨組(益富組など)の間では、「先納銀」といった名目で捕鯨資金が移動していた。「先納銀」とは鯨組の組出に先立ち、夏期と秋期(6月と9月)の2回に分けて小納屋から鯨組へ納入される資金のことをいう。ここでは益富組辻川小納屋の経営期間(安政2・3年～同5・6年)における資金の動きがまとめられた「益富組御先納銀控帳」(石田村役場文書64)から鯨組・小納屋間の資金の流れを見ておこう。

表3は「益富組御先納銀控帳」の記載様式と計算過程を把握するため、同帳簿の内容を記載順に整理したものである³⁸。帳簿の記載様式は、毎年の漁期ごとに4つの部分に分かれ、各部分がほぼ同様の会計処理を行っている。表3では帳簿前半部の安政2・3年と同3・4年分をあげ、それぞれ共通する会計処理の過程を(A)、(B)、(C)で示している。

安政2・3年を例に帳簿の記載内容を確認しておこう。まず(A)において、小納屋から大納屋(益富組)へ納入される「先納銀」の額が算出される³⁹。鯨の部位の代価である「道具代」(山・頭、各20本)22貫155匁と「附銀」6貫120匁の合計がそれである。続く(B)では、この「先納銀」が6月と9月に分割納入される経過が記載される。「先納銀」28貫275匁の半額14貫137匁余は、まず6月20日と27日に金207両余によって皆済されている(No.6、7)。残る半額も9月中に同額の金によって支払われた(No.9、10)。そして(C)で、先納された「道具代」(No.3、12)から実際の捕獲高を基に算出される「道具代」(冬組7.54本と春組2.84本⁴⁰)が差し引かれ(No.15、19)、「先納銀差引不足請取前」が導き出される(No.20)。この「差引不足請取前」は矢印で示したように次年度に繰り越され、再び「先納銀」の支払いに充当される(No.32、34)。

ここで(A)で先納される道具代を「先納道具代」⁴¹、(C)で捕獲高に比例して算出される道具代を「比例道具代」(算出方式は後述)、そして「差引不足請取前」を「先納残銀」とすると、これらに「先納銀」と「附銀」を含めた関係は、次の等式で表わすことができる。

$$\text{先納銀} = \text{先納道具代} + \text{附銀} \quad (1)$$

$$\text{先納残銀} = \text{先納道具代} - \text{比例道具代} \quad (2)$$

鯨組(大納屋)と小納屋の相互関係を考える上で鍵となるのは、附銀と比例道具代の解釈である。これまで附銀については、「小納屋の決算時に、大納屋への債務部分より控除されていることから推して、道具代先納者が支払うべき一時的な危険負担料であろうか」といった解釈や、同様の根拠から「小納屋営業の敷金」という見解が示されているが、いずれもいくつかの誤認に基づく推論である⁴²。

³⁸ 安政期の辻川小納屋の帳簿で使用される基準貨幣は銭100文を「丁銭」1匁とする銭匁勘定(匁銭)である。たとえ銀建てで記帳されていても、域内の取引に関しては「丁銭」建て(銀1匁=「丁銭」1匁=「丁銭」100文)と等価である。こうした勘定方式は益富組でも採用されている(藤本隆土「近世西海地域における銀銭勘定」『福岡大学商学論叢』17巻第1号、1972年、特に17頁)。以下、史料・表において銀建てと「丁銭」建ての混在する場面があるが、この点に関しとりたてて注記しない。なお、安政期の「丁銭」と金の換算率は、金1両=「丁銭」68匁でほぼ固定されている。

³⁹ 先納銀は史料の中では「先納附銀」とも記されるが、本稿での表記は先納銀で統一する。

⁴⁰ この本数は捕獲した鯨の個体数ではなく、勢美鯨を基準した「本魚」と呼ばれる単位で換算された値である。この単位には鯨の種類などに由来する価格差が反映されている。例えば、座頭1本は本魚0.7本に相当する。具体的な換算法は、益富組は鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』200頁、唐津中尾組は「肥前州産物図考」『日本庶民生活史料集成』第10巻、三一書房、1970年、776頁を参照のこと。

⁴¹ 松下志朗は益富組から平戸藩に納入される先納形態の運上銀を「定額納銀」という用語で説明している。この「定額納銀」はその先納形態(一定額を先納し、そこから実質的な運上銀を控除し、残額を先納者に返却する)において「先納道具代」と同一の内容を持つ。ただし、この「定額納銀」は、寛政期以降、実質的な運上銀の固定化を意味するものとなると指摘されているため、本稿ではこの用語は採用しなかった。詳細は、松下「西海捕鯨業における運上銀について」参照。なお鳥巢京一は、最終的な運上銀を、先納分から捕獲高に応じて算出される運上銀を差し引いた値と説明しているが(鳥巢『西海捕鯨の史的研究』101頁の等式)、これは誤りであろう。

⁴² 武野要子「沓岐捕鯨業の一研究」229頁、鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』175頁、傍点は引用者。末田智樹も益富組と豊屋一族の関係を論じる中で「先納銀」と「附銀」に言及しているが、両者の実態はいずれも今後の課題としている(末田『藩政捕鯨業の展開』169頁)。

表3 鯨組・小納屋間の資金の流れ（安政期益富組辻川小納屋の事例）

安政2・3年前目組分

	No.	丁 銭 (匁)	内 容
(A)	1	6,655.00	山20本 (332.75匁替)
	2	15,500.00	頭20本 (775匁替)
	3 小計	22,155.00	(先納道具代)
	4	6,120.00	附銀 (山・頭20本分)
(B)	5	14,137.50	6月納入分 (先納銀28貫275匁半高)
	6 内	6,800.00	金100両 (6月20日納め)
	7	7,337.50	金107両3歩2朱 (6月27日6月皆済)
	8	14,137.50	9月納入分 (先納銀28貫275匁半高)
	9 内	3,400.00	金50両 (為替にて納め)
	10	10,737.50	金157両余 (8月27日納め)
	11 合計	28,275.00	先納銀皆済
(C)	12	22,155.00	山・頭20本地先納銀 (先納道具代)
	13 内	2,508.94	山7.54本 (332.75匁替)
	14	5,843.50	頭7.54本 (775匁替)
	15 小計	8,352.44	(冬期比例道具代)
	16 差引	13,802.56	卯冬組差引請取前 (No.12-15)
	17 内	787.25	山2.84本 (277.2匁替)
	18	1,834.70	頭2.84本 (645.8匁替)
	19 小計	2,621.95	(春期比例道具代)
	20 差引	11,180.61	先納銀差引不足請取前 (先納残銀)

典拠：石田村役場文書64「益富組御先納銀控帳」安政2年6月。

注：(1)記載順序は典拠史料のまま。費目の説明には適宜省略・注記を加えている。
 (2)(A)先納銀の算出、(B)先納銀の納入過程の計算、(C)先納残銀の算出、を行う。
 (3)No.45で附銀が計上されているのは、差し引かれる費目が先納道具代ではなく、先納道具代と附銀の和に等しい先納銀(No.47)であることによる。帳簿後半部の安政4・5年、同5・6年も同様の会計処理を採用している。

安政3・4年勝本組分

	No.	丁 銭 (匁)	内 容
(A)	21	6,655.00	山20本 (332.75匁替)
	22	15,500.00	頭20本 (775匁替)
	23	8,200.00	大骨20本 (410匁替)
	24 小計	30,355.00	(先納道具代)
(B)	25	4,800.00	頭年分附銀
	26	1,320.00	山年分附銀
	27	3,900.00	大骨年分附銀
	28 小計	10,020.00	(附銀)
	29 合計	40,375.00	(先納銀、No.24+28)
	30	20,187.50	半高6月納り (先納銀半高)
	31	20,187.50	半高6月納り (先納銀半高)
(C)	32 内	5,590.62	前年分先納残銀半高にて引合
	33	14,596.88	正金納め (6月分)
	34 内	5,590.62	前年分先納残銀半高にて引合
	35	14,596.88	正金納め (9月分)
	36 合計	40,375.00	皆済相納 (先納銀)
	37	1,317.50	頭1.7本 (775匁替)
	38	565.68	山1.7本 (332.75匁替)
	39	697.00	大骨1.7本 (410匁替)
	40 小計	2,580.18	冬組分受取 (冬期比例道具代)
	41	1,227.02	頭1.9本 (645.8匁替)
(D)	42	526.68	山1.9本 (277.68匁替)
	43	648.85	大骨1.9本 (341.5匁替)
	44 小計	2,402.55	春組分 (春期比例道具代)
	45	10,020.00	附銀
	46 小計	15,002.73	(No.40+44+45)
	47	40,375.00	夏秋先納銀売場納り (先納銀)
	48 差引	25,372.27	不足請取前 (先納残銀、No.47-46)
	49	2,100.00	(安政4・5年の附銀納入に充当)
	50 差引	23,272.27	不足受取前 (→精算へ)

繰越

まず附銀は、「一時的な」もの、すなわち納入後に大納屋から返済されるものではない。こうした性格を持つのは、比例道具代が差し引かれた後、通常、次年度に繰り越される先納道具代の方である。附銀が小納屋から大納屋へ一方的に支払われる費目であることは、決算後に大納屋の手許に残る費目、すなわち先納銀から先納残銀を取り除いた値を確認すれば容易に判明するだろう。

$$\text{先納銀} - \text{先納残銀} = \text{附銀} + \text{比例道具代}$$

(3)

比例道具代は配分される鯨の実質的な代価であるから、残る附銀は具体的な対象物の存在しない大納屋に対する片務的な負担であったことになる。沓岐の現地資本が経営する小納屋とは違い、附銀の納入が免除されるという益富家の同族集団・豊屋一族の「特権」も、附銀を大納屋への片務的な負担と考えることによって、より整合的な理解が可能となるはずである⁴³。

こうした附銀の誤った認識は、「小納屋の決算時に、大納屋への債務部分より控除」されるという推論の前提に由来している。そもそも、小納屋は大納屋に対して「債務」を負うのであろうか。先納銀、特に先納道具代は、比例道具代が控除された上で返却される「請取前」(先納残銀)となるのであり、小納屋の大納屋に対する「債権」と見なければならぬ。このことは、益富家が先納残銀を借入金として処理していたことから明瞭であろう⁴⁴。

⁴³ 豊屋一族の特権については、武野要子「沓岐捕鯨業の一研究」229頁、鳥巢『西海捕鯨の史的研究』175頁。なお、附銀は「付け届け」として贈る金銭。祝いや挨拶がわりとして渡す金銭(小学館『日本国語大辞典』「付金」)という意味から派生してきた負担費用と推測される。

⁴⁴ 益富家文書「諸方借銀寄」(藤本隆士「幕末西海捕鯨業の資金構成」表3)。例えば表3の先納残銀25貫372匁余(No.48)は、藤本表3・No.63へ転記される。小納屋の先納残銀が益富家の借入金として処理されていることは、松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について」553-554頁。

「債権」を「債務」と取り違えるという誤認の背景には、明示的ではないにしろ、先納銀を一種の上納銀——小納屋の大納屋に対する片務的な負担——とする考えに囚われていたことが影響しているだろう。しかし先納銀は、かつて鯨組の藩への運上銀を分析した松下志朗が指摘したように、捕鯨業への積極的な投資と見なすべきものであった⁴⁵。このことを端的な形で示すのが比例道具代の算出方式である。

比例道具代は鯨の捕獲高とその配分価格の積算によって求められる⁴⁶。この算出方式で特徴的なのは、これらの変数が出漁前の設定と捕獲高によって自動的に算出され、出漁後に恣意性の働く余地が全くないことである。捕獲される鯨は勢美や座頭、あるいは「腹子持ち」など多種に及ぶが、比例道具代の算出に際してはいずれも市場価値が勘案された単位に統一される⁴⁷。鯨の配分価格も、表4に見られるように、組出前の価格設定と冬期の価格が共通し、春期の価格も冬期の約83%と規則的に算出されている⁴⁸。出漁後の鯨の配分価格に関し、小納屋はもとより、鯨組(大納屋)にも選択権は存在しなかったのである。

このように比例道具代が自動的に算出されることは、捕獲高によって収益が大きく左右される捕鯨業の投機的性格を如実に反映しているといえよう。いわば、先納銀は捕鯨業の不確実性に対する相応の負担であり、捕獲鯨の配分権を獲得するための投資であったといえるのである。

この意味において、五島有川における「センノウ」という言葉は極めて示唆的である。戦後の民俗調査によれば、有川の「センノウ」は次のような意味を持っていた。「(前略)捕鯨業の経営者は)漁の開始以前に、鯨の各部分を与えることを条件として出資を仰いだ。これをセンノウといい、七つの部分のセンノウまでは許された。(中略)このセンノウとは出資すること、あるいは出資者・出資権などをさす言葉のようである」⁴⁹。この「センノウ」は、有川においても沓岐の小納屋と同様に捕獲鯨を引当てとする出資がなされていること、そして捕鯨業への出資を意味する概念として「センノウ」=「先納銀」が西海地方で共有されていた可能性を示すものといえる。

(2) 小納屋の損益構造と経営

では、このような出資活動を行う小納屋の経営はどのようなものであったか。ここでは小納屋の損益構造の分析を手掛かりとして、この問題に接近することにしよう。

小納屋の決算は、通常、捕鯨活動が終了する4～5月に実施される。安政期の辻川小納屋の場合には、「惣目録」と題する文書が決算書として作成されている。「惣目録」は1漁期の収支を集計し、損益と共同出資者へのその配分額を確定する。次に決算処理の過程の具体例を挙げておこう。

表4 安政期益富組の小納屋道具価格

(単位: 銀匁)

漁期	道具	先納時	冬組	春組	春組 / 先納時 (%)
安政2-3年	山	332.75	332.75	277.20	83.3%
	頭	775.00	775.00	645.80	83.3%
安政3-4年	山	332.75	332.75	277.68	83.5%
	頭	775.00	775.00	645.80	83.3%
安政4-5年	大骨	410.00	410.00	341.50	83.3%
	開元	535.00	535.00	446.00	83.4%
安政5-6年	大骨	410.00	410.00	341.50	83.3%
	開元	535.00	535.00	446.00	83.4%

典拠: 石田村役場文書 64「益富御先納銀控帳」安政2年6月。

注: 「道具」は鯨の部位の総称。価格はいずれも道具1本あたり。

⁴⁵ 松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について」554頁。鳥巢京一も松下の考えを取り入れているものの(鳥巢『西海捕鯨の史的研究』179頁)、附銀などの解釈と整合性が保たれていない。

⁴⁶ 冬浦と春浦がある場合には、両浦の「道具」の配分価格に違いがあるため、別々に計算がなされる。この場合、幕末期の先納時(冬浦と同じ)と春浦の「道具」の価格比は1対0.83でほぼ固定されているため(表4)、先納時の道具価格をP、冬浦と春浦の捕獲高をそれぞれQ₁、Q₂と置くと、算出式は次のようになる。比例道具代=PQ₁+0.83PQ₂。

⁴⁷ 注40参照。

⁴⁸ これは鯨の春期の市場価格が冬期のそれよりも一般的に安値で推移していたためである。繁殖活動を終えて北上する春期の鯨は油分・肉質で冬期よりも劣っていたと考えられる。なお、道具の配分価格は中長期的にみてもほぼ一定である。鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』164頁、表28参照。

⁴⁹ 竹田亘『離島の民俗』岩崎美術社、1977年、44頁、初出1951年。竹田によるこの民俗調査は、既に松下志朗などにより注目されている(松下「西海捕鯨業の運上銀について」554頁、など)。

表5 辻川小納屋の決算処理 (安政2-3年)

費目	丁銭 (匁)
支出 先納銀 ^① (山・頭20本分)	28,275.00
鰯落札代銀 (勢美2本分)	10,050.00
勢美赤身買入積出	1,114.50
利息 ^② (先納銀ほか分)	5,000.00
設備費 (造用メ高)	10,586.21
支出合計①	55,025.71
収入 鯨売立銀 (山・頭ほか)	41,246.94
先納残銀	11,181.24
収入小計②	52,428.18
損益 残り (②-①)	-2,597.53
残品売払代銀	192.16
惣不足 (損失)	-2,405.37

典拠：石田村役場文書70「卯辰辰春惣目録」安政4年3月。

注：費目の順番は史料の配列順による。

(1) 原文は「先納附銀」。

(2) 内訳は「先納附銀、其外諸道具買入、若衆前貸、諸色買入、其外大納屋取替銀」の利息。

表6 安政期益富組辻川小納屋の経営 (単位：丁銭匁)

	安政2-3年	安政3-4年	安政4-5年	安政5-6年
	15本 (本魚10.38)	6本 (本魚3.60)	19本 (本魚12.75)	7本 (本魚4.05)
捕獲高				
収入合計①	52,620.34	41,420.68	47,741.66	18,805.02
売上高	41,439.10	16,048.41	44,631.04	9,944.07
先納残銀	11,181.24	25,372.27	3,110.62	8,860.95
支出合計②	55,025.71	61,039.19	37,395.08	n.a.
先納銀	28,275.00	40,375.00	22,275.00	20,385.00
(内附銀)	(6,120.00)	(10,020.00)	(8,100.00)	(8,100.00)
鰯落札代	10,050.00	5,000.00	6,300.00	n.a.
勢美赤身	1,114.50	—	—	n.a.
利足	5,000.00	6,056.25	—	n.a.
造用メ高	10,586.21	9,319.14	8,820.08	n.a.
皮物漬入代	—	288.80	—	n.a.
損益 (①-②)	-2,405.37	-19,618.51	10,346.58	n.a.

典拠：石田村役場文書55, 64, 70, 71, 196。

注：表5にも見えるように小納屋の支出に占める利息の割合は無視できないものの、その背景は不明である。後考を待ちたい。

表5は安政2-3年の「惣目録」を記載順に整理したものである。決算の処理方法としては、まず先納銀と鰯落札代などが支出(55貫25匁余)として計上され、そこから鯨売立代銀・先納残銀など収入(52貫428匁余)を差し引き、損益(損失2貫405匁余)を算出している。ここで鰯落札代などを「諸経費」、鯨売立代銀と残品売払代銀を「売上高」として、以上の決算処理を等式で表わすと次のようになる。

$$\text{損益} = -(\text{先納銀} + \text{諸経費}) + \text{売上高} + \text{先納残銀} \quad (4)$$

$$\text{損益} = \text{売上高} + \text{先納残銀} - \text{先納銀} - \text{諸経費}$$

安政期の辻川小納屋は、「惣目録」が残存しない最終年度(安政5-6年)を除けば、全てこの算出式により決算処理を行っている⁵⁰。表6はそれらを年度ごとにまとめたものである。ここから小納屋の損益構造の特徴がいくつか看取される。中でも注目されるのは、収入にしめる売上高の割合であろう。小納屋の売上高は、額面の大きさから分かるように、大半が配分をされた「道具」の販売収入に基づいており、口銭など販売の委託手数料は存在しない。

またこの売上高と捕獲高は損益を大きく規定する。捕獲高が6本と落ち込んだ安政3-4年は、売上高が16貫48匁余と低迷し、それが19貫618匁余もの多額の損失に繋がっている。他方、18本が捕獲された安政4-5年は売上高が各年度の中で最高となり、それが利益にも反映されている。売上高の多寡が損益に直結するのである。こうした売上高に依存する小納屋の収益体質をより鮮明に表すのは、先の等式(4)に先納銀と先納残銀の関係式(1)、(2)を代入することで得られる次の式である⁵¹。

$$\text{損益} = \text{売上高} - \text{比例道具代} - \text{附銀} - \text{諸経費} \quad (5)$$

負担額の決定に大納屋との交渉が必要となる附銀と比例道具代は非弾力的な費用に分類される。また小納屋での雇用や設備などに充当される諸経費も一種の固定的な費用に入れることができるだろう。とすると、小納屋の損益を最も規定するのは右辺に唯一残される売上高となる⁵²。事実、小納屋は配分された鯨の販売方式を主体的に選択し、売上高の最大化を志向していたと考えられるが⁵³、この背景にはこうした売上高に依存する損益構造が存在したのである。

⁵⁰ 安政4-5年の「惣目録」は武野要子らによって紹介されている(武野「壱岐捕鯨業の一研究」230-233頁、など)。小納屋の損益の算出方法も説明されているが、勘定科目の定義が不十分なため理解が難しく、また売上高の存在も看過されている(前掲論文25頁)。

⁵¹ 損益 = $-(\text{先納道具代} + \text{附銀} + \text{諸経費}) + \text{売上高} + \text{先納道具代} - \text{比例道具代}$ 、となる。

⁵² 本文では議論の単純化のため簡略な説明に止めている。正確には、等式(5)で見られる損益構造が所与の条件として課せられている場合、小納屋が利益を追求する際に可能な選択肢には次の3つが残される。(a)先納銀(出資)の効率化。(b)経費の縮小。(c)売上高の最大化。(a)は漁期前、(b)は漁期前～中、(c)は漁期中における小納屋の経営行動を基本的に規定する。例えば、漁期前には(a)が志向され、鯨組との交渉などにより道具の量や種類、あるいは附銀の額などの調整が施されることになる。表6の先納銀の額面の変化もこの観点から部分的に理解可能である。先納銀の交渉を示す事例としては、万延元(1860)年に前年度不漁であった倉光組が附銀の額を減免して小納屋経営を勧誘しているケースがある(石田村役場文書182「諸用控」安政5年)。また(c)は漁期中の小納屋の販売行動を理解する上で重要な分析視角となる。注53も参照。

このような小納屋経営をめぐる事情は益富組だけに限定されるものでなかった。表7は鳥巢京一によって紹介された寛政期の土肥組小納屋(中村安右衛門・頭納屋)の決算書を整理したものである。益富組との比較で次の2点が改めて注目される。

一つは、決算書の中に小納屋からの出資を意味する「先納銀」や「附銀」が存在していることである。これは寛政期の土肥組においても安政期の益富組と同様の出資関係が機能していたことを示唆している。

もう一つは、決算方式も益富組辻川小納屋と原理的に同一の方式が採用されていることである。表7には先納残銀などが計上されておらず、別種の決算処理がなされているように見えるが、これは辻川小納屋で使用されていた等式(4)ではなく、それを簡略化した等式(5)が使用されたことによる。つまり、寛政期の土肥組小納屋も、益富組小納屋と同様の損益構造を持ち、さらに売上高の最大化を志向する経営体であったと考えられるのである。

では、このような小納屋の経営を鯨組はどのように位置付けていたであろうか。これまで益富組小納屋の決算結果は全て益富組に報告されると想定されてきた⁵⁴。これは益富組と小納屋の間に強い階層性を帯びた委託・請負関係を措定したことによる。しかし、現在のところ小納屋による鯨組への決算報告の事例は確認されず、また、たとえ報告されていたとしても、両者の決算には一体性は確認されない。

安政3年の益富組の決算書(益富家文書「惣組利損勘目録」)では、御崎組(生月)、前目組(壱岐)、板部組(五島)の3組の収支と損益を合算処理することで、組全体の決算を行っている⁵⁵。各組とも収入と支出に鯨の売上高や運上銀を計上する中で、壱岐前目組は「道具代」と「附銀」をその収入に含めている⁵⁶。小納屋から納入される「道具代」と「附銀」が益富組の収入として計上されていることは、その決算処理に小納屋の損益が組み込まれていなかったことを意味する。もし益富組が小納屋の利益を吸収しようとするならば、益富組は小納屋の損益結果を直接合算するか、あるいは小納屋の売上高を自らの収入として計上し、「道具代」と「附銀」を支出として処理しなければならないからである。つまり、小納屋の経営は鯨組本体から会計的に独立していたのである。

小納屋が行う鯨の加工や販売を鯨組からの「委託」と捉えるかは、用語そのものの概念設定に関わるため、ここでは深入りしない。ただ、ここまで見てきたように、小納屋の経営は鯨組から会計的に独立しており、その収益も「委託販売」による手数料などではなく、自ら出資して配分を受けた鯨の売上高に基づいていた。この鯨の販売は小納屋の自己勘定でなされるため、利益を上げるためには自律的な経営判断が求められることになる。次にあげる壱岐の現地鯨組における小納屋の契約証文は、このような小納屋経営の性格を簡潔に表現しているといえよう。

〔史料1⁵⁷〕

覚

丁銭立

一阿腹七半

表7 寛政期土肥組小納屋の損益計算

費用	銀(匁)	収益	銀(匁)
「先納銀」*	21,228.79	浜売銀	32,085.42
附銀	6,700.00	積出	17,077.21
利息・弊代など	6,098.59	残品売立	80.60
雑用銀	8,147.95		
利益	7,067.90		
合計	49,243.23	合計	49,243.23

典拠：鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』182頁。長崎歴史文化博物館所蔵 岐中村家文書 17-29「卯冬辰春前目小納屋目録」寛政8年4月。

注：*史料では「先納銀」とあるが、冬組本魚28.9本・春組同2.3本分の合計と注記されているため、比例道具代であることが判明する。

⁵³ すでに述べたように小納屋の販売方式には、「浜売」(現地で入札販売)と「積出」(島外への直送販売)の二つがある。仲買商人による入札価格が低廉な時は、より有利に売却できる域外への直送販売がなされる。こうした販売方式は土佐でも確認されるが、直送販売は例外的なものとされる(山田綱実『津呂捕鯨史』1902年、62-64頁)。安政期の辻川小納屋の場合は、直送販売の額が現地販売を上回る漁期もあり、「積出」は付随的なものではなかった。これら小納屋の販売行動に関わる議論は別稿で行う。

⁵⁴ 武野要子「壱岐捕鯨業の一考察」234頁。

⁵⁵ 藤本隆士「幕末西海捕鯨業の資金構成」表1、鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』106-108、129頁。

⁵⁶ 決算の処理方法から判断して、この「道具代」は捕獲高に基づく比例道具代と考えられる。なお前目組のほかに、板部組にも「道具代」が計上されている。これは附銀を免除された益富組の同族集団(豊屋一族)が小納屋を運営していた可能性を示唆する。

⁵⁷ 石田村役場文書202「布屋組納屋指引帳」嘉永7年7月。傍点は引用者。以下、下線も含め引用者による。

七百七拾目替

代五貫七百七拾五匁

(中略——扇・所務各7本半分の先納道具代)

ノ拾貫三百七拾四匁

外二

附銀

拾壹貫三百目

(中略——附銀内訳)

合式拾壹貫五百七拾四匁

(中略——6月・9月納入高書上)

右之通^(安政元年)寅冬^(倉光組)辰春迄小納屋商売相渡申候、先納附銀高式ツ割并正錢式歩通六月九月両月十五日限無間違御納可被成候、尤突合之儀者是迄之通ニ御座候、以上

寅 六月

布屋組帳場

(川崎屋)
町田清吉殿

これは安政期に益富組と並行して操業していた布屋組(倉光組、組主・布屋藤太)と川崎屋清吉との間で交わされた小納屋証文である。前半部では、各道具の先納銀の額面などが規定されている。いずれもすでに見た益富組と同様の仕組みであり、先の土肥組小納屋の決算書と合わせ、壱岐の鯨組で同等の性格を持つ小納屋が存在していたことを意味する。そして後半部では、小納屋経営が「商売」と表現され、安政元年冬組から2ヶ年の「小納屋商売」が川崎屋清吉に引き渡されている⁵⁸。元来、「商売」という言葉が持つ含意は広いが、小納屋の損益構造を踏まえれば、ここに鯨の販売を主体とした経営の独立性と自律性を読み取ることはそれほど困難でなかろう。またこの「小納屋商売」の契約証文は、「西海鯨鯢記」にある「小納屋ハ商人集次第数定カシ」という先に引用したくだりを想起させる⁵⁹。小納屋の経営が商人の系譜に連なる性質を持つ可能性を示唆していよう。

では、このような特性を持つ小納屋は西海捕鯨業の中でどのような意義を持っていたか。次節以下でこの問題を扱う。

3. 捕鯨資金の集中とリスク分散化 — 捕鯨業と地域金融 —

(1) 小納屋への共同出資

前節では小納屋と鯨組間の資金の流れを考察し、前者から後者への出資と、小納屋の損益構造の2点を確認した。小納屋の損益構造は、売上高の最大化を志向し、自律性の高い経営行動を生み出すことになるが、こうした小納屋を資金面で支えていたのは、地域に存在する資本であった。本節では分析の焦点を壱岐の地域的な金融構造に移し、その捕鯨業との関わりを明らかにすることにしよう。

この観点から改めて注目されるのは、武野要子と鳥巢京一によって分析された壱岐小納屋の共同出資である。その基本的特徴は、以下のようにまとめられる。

⁵⁸ 何組のものかは不明だが、「小納屋商売」という文言を持つ契約証文はほかにもある(壱岐郷土館所蔵長谷川家文書202「寛」年代未詳)。また土肥組では「黒皮」のみの「商売」を取り決めた証文もあり、小納屋経営に類似した契約形態が存在したことを示唆する(長谷川家文書94「寛」辰7月)。この証文は「尤仙台通宝御撰出御納可成候」と先納銀の納入規定があることから、仙台通宝が鑄造される天明4年(1784)以降のものと考えられる。

⁵⁹ 注26参照。

- (a) 浦役人層を中心に数人が小納屋へ共同で出資する。
- (b) 出資者の構成は年度ごとに変更があるものの、比較的固定されている。
- (c) 小納屋の現場での経営は出資率が最も高い出資者が行い、その他の出資者は経営に関与しない。
- (d) 年度末決算時に損益配分を行い、小納屋は解散される。
- (e) 先納銀の負担額と損益分配額は出資率に応じて決定される。

以上の5点に要約される出資方式のうち、(c)・(d)についてはその正否につき留保が必要となる。(d)については本節で、(c)に関しては後に維新期の徳島捕鯨業に触れるなかで検証することにしよう。

次に共同出資の具体的なイメージをつかむため、安政期辻川小納屋の共同出資者と出資比率をあげておく(表8)。

辻川小納屋の出資者は、辻川与一右衛門を含め合計4~5名の共同出資者から構成され、出資者の組合せはほぼ固定的であった(a, b参照、以下同じ)。小納屋経営を主体的に行ったのは、同時期の辻川の日記類などから判断して、筆頭出資者の辻川与一右衛門と見て間違いない(c)。辻川の出資率が50%から80%へと年を追うごとに増加していることも、このことを支持しているといえよう。この増資の背景には、最初の2年間に損失が発生したため、共同出資者たちが出資率を減少させたためであったと推測される(表6, d, e)⁶⁰。

各共同出資者の経営内容や規模については不明な点が多い。とはいえ、いずれも辻川家と同様に徳島に拠点を置き、廻船業や酒造業などを通じて資本を蓄積した経営体であったと見るのが妥当である。大野屋は万延元年(1860)に郷ノ浦の酒株譲渡を申請しており、その居住地と経営が間接的ながらも窺われる⁶¹。また川崎屋は、前節で見たように倉光組の「小納屋商売」を行っており、その経営規模は辻川家と類似したものであったと考えられる。

それではこのような経営体を取り結ぶ出資関係はどのようなものであったか。ここでも出資者間の実際の資金の動きからこの問題に接近することにしよう。

出資者間の資金の動きはこれまで二つの流れがあると考えられてきた。一つは、出漁前に出資者から小納屋へ納入される出資金で、これは鯨組・小納屋間の「先納銀」に相当する。もう一つは、年度末決算時に実施される小納屋から出資者への損益の配分である。この分類に従うと、出資者の資金は、出資者→小納屋→出資者、と年度ごとに環流することになるが、実際の資金の動きは、出資者間の日常的な金融関係によってこれよりも複雑なものとなっていく。まず、前者の出資金(先納銀)の動きから確認しよう。

表9は、辻川小納屋の共同出資者の一人である大野屋又助が、安政4年に支払った出資金(請求書の内訳と支払額)を整理したものである。共同出資者から小納屋へ支払われる出資金は、大納屋・小納屋間の先納銀と同じく6月と9月を納入期限としていた。しかし実際に大野屋から先納銀が納入されたのは期限を過ぎた11月8日のことで、大納屋への支払いは辻川小納屋の立替払いによりなされたことが表9から判明する。また立替払い分については、それぞれ支払日まで

表8 益富組辻川小納屋の出資率 (安政期)

	辻川 与一右衛門	川崎屋 清吉	大野屋 又助	角屋 伝蔵	不明
安政2-3年	50.0%	16.6%	16.6%	—	16.6%
安政3-4年	55.0%	15.0%	15.0%	5.0%	—
安政4-5年	80.0%	7.5%	7.5%	5.0%	—
安政5-6年	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	5.0%

典拠：石田村役場文書 66, 70, 71, 98, 196。

注：安政3-4年は何らかの事情により布屋原四郎(出資率10%)が漁期途中で共同出資から離脱している(石田村役場文書71)。そのため出資率の合計が90%となっている。なお布屋原四郎は同年に別の益富組小納屋経営も行う(武野要子「徳島捕鯨業の一研究」237頁)。

表9 大野屋又助の先納銀納入 (安政4-5年益富組辻川小納屋)

費目	銀(匁)	備考
請求額	1,433.58 ⁽¹⁾	先納銀(大骨・開元15本分)
6月分	376.88	大骨分・辻川立替
同利息	33.91	6月~11月分
9月分	978.75	大骨・開元分・辻川立替
同利息	44.04	9月~11月分
大野屋支払	1,513.13	11月8日支払(金・正銭)
差引	79.55 ⁽²⁾	支払い過分

典拠：石田村役場文書 66「益富組先納合口指引帳」安政5年6月。

注：(1) 前年分の先納銀配当分315匁を控除した値である。
 (2) 大野屋の支払い過分79匁余は、「小納屋合口指引帳」(表10, No.20)に転記され、清算される。

⁶⁰ 損益配分率は各出資者の出資率がそのまま採用され、(c)で規定される小納屋の経営者との共同出資者の間で差別が設けられていない。安政4-5年の事例は、武野要子「徳島捕鯨業の一研究」230-233頁、鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』184-185頁。また表10参照。

⁶¹ 石田村役場文書182「諸用控」安政5年4月正月。

の利子(33匁余と44匁余、いずれも月利1.5%・年利18%)が付加されている。このような利子を伴う先納銀の立替払いは、大野屋だけではなく、他の共同出資者の場合にも行われていた⁶²。こうした出資者間に見られる金融関係の実態がより顕著に現れるのは、表10に示した損益の分配過程においてである。

表10は、辻川小納屋と出資者の間で先納銀や損益の差引勘定を収めた「小納屋合口指引帳」(石田村役場文書98)から大野屋の口座を再現したものである。同口座の記載様式は、利子の計算期間などから(A)・(B)・(C)の三つの部分に分けられる。

(A)では、まず辻川小納屋の操業開始時から安政4年6月までの債務・債権が整理される。安政2-3年と同3-4年の2ヶ年分の損失と先納銀の立替分が計上され(No.1~4)、そこから無尽講の当選金や漁期の「小間物」代が差し引かれ、安政4年6月段階での辻川小納屋の債権(=大野屋の債務)が算出される(No.9)。これに翌5年6月までの利子(年利18%)が加わり(No.10)、対象期間における辻川小納屋の債権額が確定される(No.11)。

続く(B)では、安政4年8月~同5年6月までの小納屋・大野屋間の差引が記帳される。大野屋による債務の返済は、現金のほか(No.12, 13)、講銀の振替(No.15)、さらに漁期における大野屋の小納屋への立替分(No.27)などによってなされている。大野屋からの支払いに対し、それぞれ安政5年6月までの「帰歩」(No.14)ほか)が計上されていることに注意しておく。

そして(C)では、安政5年6月から同年10月までの計算が記録される。当該期間には、辻川小納屋・大野屋間で利子の免除が決定され(「利銀御相談ニ付用捨引、金利銀少シ茂受取不申候」No.29の但書)、大野屋の債務から既存の利子分と「小間物」代などが控除された上で、安政6年10月時の辻川小納屋の最終的な債権が確定された(985匁余)。この債権は、「御自分本帳差引帳」という別帳簿に転記され、大野屋の差引勘定が締められている。

以上のような大野屋の差引勘定からは出資者間の次のような金融関係が浮かび上がってくる。

第一に、出資者間の金融関係が中長期的なものであったことである。これまで小納屋の経営は、出資募集→決算→損益配分→解散、という一連の過程が毎年反復されることが強調されてきた⁶³。しかし大野屋の差引勘定からは、各漁期が損益の計算期間に過ぎず、出資者間の債務・債権関係も数年に渡って維持されていたことが判明する。出資者間

表 10 小納屋出資金の差引勘定 (安政期辻川小納屋・大野屋又助分)

	No.	丁 銭 (匁)	備考
(A)	1	152.59	安政 2-3 年前目組損銀・大野屋分 (16.66%)
	2	3,269.75	安政 3-4 年勝本組損銀・大野屋分 (15%)
	3	4,228.71	安政 3-4 年先納残銀預り・大野屋分 (15%)
	4	7,651.05	請取前 (辻川小納屋分)
	5	-1,733.75	安政 4 年 6 月分無尽銀当選金振替
	6	-57.30	安政 2-3 年前目組小間物・樽代ほか大野屋立替分
	7	-7.45	安政 3-4 年勝本組小間物代大野屋立替分
	8	-1,798.50	(No.5~7)
	9	5,852.55	(安政 4 年 6 月時の辻川小納屋の債権)
	10	1,141.25	(No.9 の安政 5 年 6 月までの利子。月利 1.5% 13 ヶ月分)
	11	6,993.80	(辻川小納屋の債権額, No.10+11)
(B)	12	-408.00	安政 4 年 8 月 19 日受取 (金 6 両)
	13	-272.00	安政 4 年 9 月 5 日受取 (金 4 両)
	14	-112.20	帰歩 (No.12~13, 安政 4 年 8 月~同 5 年 6 月分)
	15	-1,661.50	無尽銀当選金
	16	-22.00	久間久之助より無尽銀不足受取
	17	-227.27	帰歩 (No.15~16, 安政 4 年 10 月~同 5 年 6 月分)
	18	-1,670.63	安政 4 年冬組先納銀戻り (安政 5 年 2 月支払期日)
	19	-125.30	帰歩 (No.18, 安政 5 年 2 月~同 6 月分)
	20	-79.55	「先納差引帳」繰越 (安政 4 年 9 月支払期日)
	21	-11.93	帰歩 (No.20, 安政 4 年 9 月~同 5 年 6 月分)
	22	-542.70	安政 4 年冬組利潤、安政 5 年 9 月渡勘定分
	23	-115.70	安政 3-4 年勝本組残品ほか売却分 (15%分)
	24	-5,248.78	請取高 (大野屋分, No.12~23 合計)
	25	1,745.02	差引不足 (安政 4 年 6 月~同 5 年 6 月)
	26	331.20	安政 5 年 4 月 18 日鯨油 2 挺代
	27	-101.47	安政 4-5 年前目組塩代・小間物代 (大野屋立替分)
	28	1,974.75	不足金受取前 (安政 5 年 7 月より 1 歩半利付)
(C)	29	-664.55	利銀用捨引 (No.10 から帰歩 No.14, 17, 19, 21 を控除)
	30	1,310.20	正受取前 (辻川小納屋分)
	31	-233.30	安政 5 年 10 月 11 日、安政 4-5 年先納差引過上分
	32	-118.17	安政 5-6 年組方指引戻り預り、安政 6 年 10 月 16 日算用
	33	-351.47	直引合にて受取
	34	958.73	正請取前へ (辻川小納屋分)

典拠：石田村役場文書 98「小納屋合口指引帳」安政 4 年 5 月。

注：(1) 原史料にある各勘定の小計は適宜省略している。正の値は辻川小納屋の債権、負の値はその減殺を意味する。

(2) No.20 は表 9 の帳尻を転記したもの。

(3) No.29 で帰歩を控除しているのは、元金の利子 (No.10) をそのまま控除しては、帰歩分として計上した金額が辻川小納屋の債権から余分に差し引いてしまうからである。「帰歩」については本文も参照のこと。

⁶² 共同出資者の一人である角屋伝蔵は翌年 2 月に先納銀を完済した (石田村役場文書 66)。

⁶³ 鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』187 頁。

のこうした持続的な金融関係は、先納残銀という形で出資金の繰越が頻繁になされる鯨組・小納屋間の関係と共通した構図であった。

第二に、出資者間の持続的な金融関係が、域内の日常的な金融活動と繋がりを持っていたことである。この点を端的に示すのが講銀の差引勘定への振替である。これは地域内の経済活動で生じるさまざまな債務・債権が、各個別経営体の中で相互に互換性を付与されていたことを意味する。しかも振り替えられた講銀は、「嶋屋茂四郎無尽已六月手前落札致候得共、議呉候との相談ニ付、任其意右無尽銀^(大野屋が)受取」(表10 No.5の但書)とあるように、当選順序の変更によって辻川から大野屋へ譲渡されたものであった。このことは、この講が藩単位でなされる大規模なものではなく、地縁・血縁原理に基づく親密さによって運営されていたことを示唆しているといえよう。このように小納屋への出資——地域からの捕鯨業への出資——を金融的に下支えしていたのは、地域における日常的なネットワークだったのである⁶⁴。

そして第三に、このような出資者間の金融関係が低利の融通関係にあったことである。このことは大野屋の口座に現れた「帰歩」の解釈によって導き出される。表8と表9に見られるように、大野屋の債務には月利1.5%(年利18%)の利子が発生しているが、この利子率は「帰歩」として大野屋から返済される金額にも適用される。例えば、安政4年8月の680匁には、同月から翌年6月までの11ヶ月分の「帰歩」112.2匁が追加される(No.12~14)。当然、この「帰歩」によって安政4年6月から翌年6月までの実質的な利子率は、月利1.5%(年利18%)から約0.6%(年利約7.5%)にまで押えられることになる⁶⁵。幕末期の沓岐の貸借証文類で確認される利子率が一般に月利1.5~2.0%であったことを考慮すると⁶⁶、小納屋の出資者間では低利の融通関係が支配的であったといえよう⁶⁷。

以上のように小納屋への共同出資は出資者間の日常的な金融関係を土台にして築かれたものであった。この結論は論理をさらに展開させれば、地域による捕鯨業への出資が単一の小納屋や鯨組に限定される性質のものではないことを示唆するものとなる。実際、表8で見たように、倉光組の小納屋を経営する川崎屋が益富組の辻川小納屋へも出資しており、鯨組の違いは出資先を制限するものではなかった。逆に、出資は分散化を遂げ、異なる鯨組の小納屋間で相互出資するという段階にまで至っていた。

⁶⁴ 世界各地で確認される無尽講や頼母子講に類するシステム(回転型貯蓄信用講、Rotating Saving and Credit Associations, ROSCAs)を初めて包括的に取り上げ、農業社会における経済発展の“Middle Rung”(梯子の横木)として評価したのはクリフォード・ギアーツだが、幕末期の沓岐でみられる無尽講と捕鯨業の関係は、近世日本においてROSCAsが地域の産業に間接的なながらも有効に機能していたことを示す事例として興味深い。近世日本の経済発展に無尽講や頼母子講が持つ歴史的意義は多くの論者によって既に指摘されているが、近世日本と他のアジア社会などにおけるROSCAsの質的差異の分析と、その差異が経済発展に与える影響の検証は、未だ充分に果たされていない重要な課題である。この点に関しては、泉田洋一『農村開発金融論 アジアの経験と経済発展』東京大学出版会、2003年、87-119頁を参照のこと。

⁶⁵ 同期間の「帰歩」の合計476.7匁と、元本5貫852.55匁より算出。この「帰歩」の慣行は、利子計算の煩雑さを緩和しつつも、貸手と借手が相互に利子額の妥当性を追求したものとして注目される。辻川小納屋以外の史料で「帰歩」慣行が確認されるものに、土肥組の借錢返済に関する証文がある(長谷川家文書93「覚」辰5月13日)。

⁶⁶ 沓岐郷土館所蔵、長崎歴史博物館所蔵の証文類。近世後期~幕末期における北部九州地方の利子率も同水準である。野口喜久雄「近世北九州における地主経営の一例」『九州史学』3、1957年、15頁、楠本美智子「田畠証文にみる近世農村」『福岡県地域史研究』No.14、1996年、62-64頁。

⁶⁷ もちろん西海地方で「帰歩」慣行が一般に行われていた場合には、この推論は成立しない。ただ、大野屋の場合には利子の帳消しもなされており、小納屋出資者間における低利の融通関係が完全に否定されるものではない。なお、この年率7.5%という利子率は、他のアジアの在地社会と較べると驚異的に低い水準である。東南アジアや南アジアでは、インフォーマル・セクターの利子率が年率100%を超える事例もある(Armendáriz, B. and Morduch, J., *The Economics of Microfinance*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 2005, p. 28)。マイクロ・クレジットの一つであるグラミン方式は、5人程度を1単位とした共同貸付方式によって、在地社会の小口金融に存在する情報の非対称性と債務不履行の問題を制度的に解消し(Peer Monitoringの効果)、低い利子率の実現を目指したものであるが、これは近世日本の低廉な利子率を考える上でも示唆に富む。近世日本には、利子率を決定するいくつかの変数の中に、在地金融の情報の非対称性などを低減化させる(あるいは同等の効果を持つ)何らかの代替的な要素が内包されていたことを示すからである。これにはおそらく社会統合の場としての地域社会のあり方が密接に関係していると思われるが、この問題は別の機会に検討することにした。

(2) 小納屋間の相互出資

表11は、安政期の倉光組川崎屋小納屋の出資者と出資比率を示したものである。出資者は4名、筆頭出資者は出資全体の半分を占める川崎屋である。出資者の中に益富組の小納屋を経営する辻川与一右衛門が名を列ねていることに注意しておきたい。

益富組小納屋の一つを経営する辻川は、安政元年～同4年の間、川崎屋小納屋に対して20%の出資を行っている。他方、辻川から出資を受ける川崎屋も、表8で示したように、辻川小納屋に対して7.5～16.6%の出資をしていた。つまり、辻川と川崎屋は、互いに自らの小納屋を経営しながらも、鯨組の枠組を超えて相互に出資し合っていたのである⁶⁸。両小納屋の出資者が経営者を含め4人から構成されている場合、辻川と川崎屋の出資関係は図3に示したようにほぼ対称的な関係となる。

表 11 倉光組川崎屋小納屋の出資比率（安政期）

	川崎屋 清吉	辻川 与一右衛門	綿屋福松	綿屋岩助
安政 1-2 年	(50.0%)	20.0%	(20.0%)	(10.0%)
安政 2-3 年	50.0%	20.0%	20.0%	10.0%
安政 3-4 年	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%
安政 4-5 年	50.0%	20.0%	20.0%	10.0%

典拠：石田村役場文書 202。

注：（ ）内の数値は推計値。なお、典拠史料が単年度の出資比率を直接的に示すのは安政 3-4 年のみである。この年は「弊」の損銀を理由に綿屋岩助が 10% の出資を引き上げている。典拠史料には、岩助の出資復帰に関する付属文書があり、そこから前後の年の出資比率が判明する。

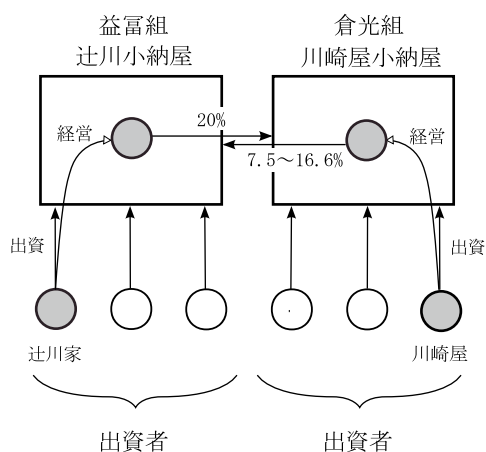


図3 小納屋間の相互出資例（安政期）

このような鯨組を超えた小納屋間の相互出資はどのような意味を持つであろうか。また相互に出資するメリットと動機は何であったか。次の史料は、辻川による川崎屋の出資金の支払いを示すもので、これらの問題を解くヒントとなる。

[史料⁶⁹]

(安政4年)
巳 九月先納

一銀壹貫四百五拾三匁式分六厘

右者倉光組式合前当九月先納相渡申候、依之六月九月兩月先納相渡申候、書付在中、尤益富組七才五夕川崎屋御加り被成候御出銀并ニ取替銀利銀差引ニ而相納申候

巳十月十五日

(川崎屋) (辻川)

清吉殿辰太郎如合申極

この引用部分では、安政4-5年における辻川から川崎屋小納屋への出資分（「倉光組式合前」、2合=20%）の内、9月先納分1貫457匁余が、川崎屋の辻川小納屋への出資分（「益富組七才五夕」、7才5夕=7.5%）と「取替銀利銀」による差引によって納入されていることが、川崎屋と辻川の合意によって決定されていることが分かる。「取替銀利銀」が具体的に何を指すかは明らかではないものの、辻川と川崎屋は互いに小納屋への出資金を相殺処理していたのである。こうした出資金の相殺処理を別の角度から見ると、次のようになる。

⁶⁸ こうした小納屋の出資行動はすでに武野要子などが指摘している（武野「沓岐捕鯨業の一研究」234頁）。ただし、武野の論考では川崎屋が益富組と倉光組の小納屋を同時に経営していたとされるなど、事実認識にいくつか誤りがある。ここでそれらの論証過程は詳述しないが、小納屋の経営者と出資人の確定は武野が依拠した史料のほかに表8と表11の典拠史料を含めて行う必要がある。

⁶⁹ 石田村役場文書 202「布屋組小納屋指引帳」嘉永7年7月。

[史料3⁷⁰]

川崎屋清吉殿

一銀壹貫六百七拾目六分三厘

安政四巳冬前目組大骨開元兩浜拾五本先納付銀二而貳拾貳貫貳百七拾五匁之内七夕五才御身当御出
銀右尺

内

一同壹貫五百拾三匁壹分三厘

六九兩月二而御出銀請取相納メ、尤倉光組合口御加り申上候ニ付、右先納手前出銀引合、為替ニ而請取也
(下略)

これは川崎屋が辻川小納屋に対して納入する出資金の相殺を示している。冒頭の銀1貫670匁余は、川崎屋が負担する出資分である(辻川小納屋の先納銀22貫275匁余の7.5%、表6参照)。この内、1貫513匁余は倉光組川崎屋小納屋に対する辻川の出資金で相殺された(傍点部)。

このように互いの出資金を相殺するということは、彼らの出資が単に捕鯨資金の欠乏や金融逼迫からなされたものでないことを意味する。むしろ彼らの相互出資の意図は、捕鯨業への投資に必然的に伴うリスクを分散化させることにあった見るべきであろう。彼らが益富組と倉光組という異なる鯨組の小納屋に出資していることも、リスク分散化という観点から理解が可能となる。単一の鯨組の小納屋に出資しては、捕獲高の多寡による影響を避けられないからである。辻川や川崎屋の出資行動において働いているのは、鯨組本体とは全く別の論理である。

仮に安政期の段階で沓岐の鯨組2組にそれぞれ小納屋が5~7軒、その小納屋への出資者が4名であったとした場合、のべ40~56の出資主体が小納屋を通じて沓岐の捕鯨業に資金を供給していたことになる⁷¹。各出資主体の規模は決して大きいとはいえないものの、逆にそれゆえに効果的なリスクの分散が可能となる⁷²。沓岐捕鯨業はこうした多数の地域の出資者からなる土台の上に成立していたのである。また、西海地方の多くの鯨組で小納屋が確認されることから、西海捕鯨業にも沓岐同様の出資構造が存在し、その安定化に一定の寄与をしていた可能性がある⁷³。

小納屋が捕鯨業に与える安定化の作用は、土佐藩の室津組の者にも注意を喚起させたようである。文化6年(1809)、江蘇省から漂着した中国船を長崎へ護送する途次、土佐室津の奥宮仁右衛門は藩から「九州鯨方御聞合」を命じられ、小川島中尾組(唐津藩)で西海捕鯨業の調査を行っている。その報告書のなかで、仁右衛門は西海地方の小納屋について、次のような評価を与えている。

[史料4⁷⁴]

右御国元と違い、小納屋之者は自然に組付之家に相成居候に付、漁事等鮮き年並ハ、互に出銀仕場所取立申道理相見へ、鯨方長久之仕備に可有御座候哉

「組付之家」には、安政期にそれぞれ益富組と倉光組の小納屋を数ヶ年にわたって経営した辻川家や川崎屋を含むことができるだろう。彼らは不漁の時には互いに「場所取立」て、「鯨方長久之仕備」となった。ここでこの一文に確定的な解釈を与えることはできないが、不安定な鯨組経営への有効な緩衝器として小納屋の仕組みが土佐藩の視察者にも認識されたことは疑いない。

⁷⁰ 石田村役場文書 66「益富御組先納合口指引帳」安政5年6月。

⁷¹ 沓岐の現地鯨組の小納屋軒数は不明だが、益富組と同じ漁場を共有していることから、同等の軒数であったと想定される。

⁷² 当然ながら、出資の分散化は、個別経営体のレベルでは捕鯨業以外の産業にも向けられる。本稿が扱った辻川家の場合には、それは酒造業・廻船業となる。また多くの自治体史で指摘される鯨組の組主による新田開発もこれに含める必要がある。土肥組が対馬での操業のため新田を担保に融資を仰いでいる文化期の証文が残されているが(長谷川家文書 17ほか)、このような事例は各産業部門の相互関係を考える上で示唆的である。

⁷³ 多くの鯨組に小納屋が存在したことはいくつか傍証があるものの、それらの小納屋が沓岐のように共同出資形態をとっていたかは明らかにできない。ただ、辻川と川崎屋が安政元年に「五島魚目有川筋先納相談」をしており、五島の鯨組の小納屋では共同出資形態を採っていた可能性がある(石田村役場文書 176「日記 乾」嘉永7年、安政元年6月9日条)。

⁷⁴ 桑田精一「奥宮仁右衛門九州鯨方聞合記録」148頁、読点は引用者。なお小川島中尾組に経営体としての小納屋が存在したことは、中尾組の鯨絵巻に小納屋の納金に関する記載があることから窺える(「肥前州産物図考」779頁)。

4. 維新期の壱岐捕鯨業と小納屋

さて、前節までの会計分析の結果、鯨組と小納屋に単純な経営上の支配・従属関係が描定できず、小納屋の経営が地域の日常的な金融関係に基礎を置いていたことが明らかとなった。こうした会計分析が導き出す結論は、既存の西海捕鯨業の研究と部分的に相容れないところがある。その一つに、小納屋の歴史的意義の評価があげられる。

そこでは小納屋の共同出資の枠組が明治期における近代的な捕鯨会社の歴史的な前提とされるものの、その前者から後者への移行の前提条件に、鯨組(この場合は益富組)と小納屋間に存在する「直接的従属関係」の解消が想定されている⁷⁵。この考えは、明治期の西海捕鯨業の推移も視野に入れて小納屋の歴史的意義を示したものであるが、いくつかの難点も抱えている⁷⁶。そこで本節では、維新期の壱岐捕鯨業を再検討し、金融面で小納屋を特徴付ける地域性が実際の鯨組の操業にどのように反映されるかを問うことで、この問題を改めて考えることにしたい。これによって「鯨方長久之仕備」と形容された小納屋の西海捕鯨業における位置付けも可能となるだろう。

幕末維新期の壱岐捕鯨業を考察する上で基礎的な前提となるのは、19世紀に入り太平洋で活発化するアメリカなどの捕鯨船の活動と、その影響による西海地方での捕獲高の減少である。西海地方最大の鯨組で、壱岐にも捕鯨基地を有していた益富組は、この太平洋を跨いで操業する欧米の捕鯨船のあおりを思わぬ形で受けることになる。

益富組は元文4年(1739)から壱岐現地の鯨組と勝本浦と前目浦を交替で使用してきたが、化政期(1804-29)頃から捕獲高が減少を始め、それに並行するように経営状態が悪化し始める⁷⁷。嘉永期(1848-53)には経営の負担となっていた壱岐での漁業権の返上を願い出るものの、藩には受け入れられなかった。そして、安政5-6年(1858-59)の漁期には捕獲高がゼロという完全不漁となり、これを契機に100年以上にわたり操業を続けてきた壱岐から撤退することになる。

益富組の撤退後、壱岐の現地資本を主体とした鯨組が操業を開始する。安政6年(1859)から操業を開始する永取組や、慶応3年(1867)に結成される山内組などがそれである(表1参照)。こうした現地鯨組の創業の背景には、藩(平戸藩)と地域のそれぞれの思惑があった。藩側としては、運上銀の減少を意味する鯨組の削減(捕鯨株式の遊休化)は可能な限り回避すべきことであった。一方、地域にとっては、かつて「鯨一頭、七浦潤す」と言われ、地域に富と生業を生み出した捕鯨業の衰退を看過することはできない。捕鯨業が数多くの「貧民」を労働力として抱え込み、窮民の生業維持という役割をも担っていたことに注意して置く必要がある⁷⁸。新たな鯨組設立に向けての藩と地域の利害は合致していたのである。

幕末維新期に壱岐で創設される鯨組のうち、ここでは慶応3年から操業を開始する山内組の事例を見ておこう。山内組の組主は印通寺浦の山内四郎右衛門(屋号寅屋)で、現在確認できる操業期間は、慶応3-明治元年と明治元-2年の2ヶ年である(表2参照)。

まず山内組の創設を示す慶応3年7月の史料をあげておこう。

[史料⁷⁹]

山内四郎右衛門

壱岐国片組生月鯨組株式永藤徳蔵江被^(取) 仰付置候処指上候ニ付、右株式願之通倉光藤太隔年ニ請浦被^(a)
 仰付候、就而者株式等全備組立候様迄度精々可致候、尤願立之通銀米等拝借不被^(b)
 而精々組出可致候^(c)

右之通申渡候様御船奉行江書付月番外記申聞之

⁷⁵ 鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』408頁。

⁷⁶ 例えば、益富組に並行して操業する壱岐の現地鯨組が論理構成から除外されていることなど。

⁷⁷ 化政期から幕末期の益富組の壱岐での操業に関しては、松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について」537-542頁、など参照。

⁷⁸ 鯨組における「貧民」の問題については、遠藤正男「幕末鯨漁業に於ける経営形態」『経済学研究』第6巻第3号、1936年、59頁。捕鯨業が持つ窮民の生業維持機能については、小値賀と津吉の鯨組再興に関する史料に、鯨組は「最寄窮民共潤方相成可申」とあることから窺える(『平戸史料年表』17巻、「御用日記抜萃」安政3年3月29日条)。『平戸史料年表』は戦前期に平戸藩の藩政史料などを編集した史料集。

⁷⁹ 『平戸史料年表』31巻、「御用日記抜萃」慶応3年7月28日条。

ここでは、(a) 永取組からの沓岐片組・生月「鯨組株式」の返上、(b) 倉光組との隔年営業という条件での、その山内四郎右衛門への下賜、(c) 組出に際して藩から資金・飯米の借用をしないこと、という3点が確認できる。(c)は時代状況を考えると、山内組の「願立」というよりも、藩側からの実質的な支援拒否と解釈すべきだろう⁸⁰。

こうして設立された山内組は、急拵えであったためか、捕獲する鯨を担保にした大坂などでの出資交渉がうまく進まなかったようだ⁸¹。藩からの「銀米等拝借」も期待できない中で、主たる捕鯨資金の出所は沓岐の地域内の資本とならざるを得ない。ここでも小納屋の史料を手掛かりとして、その動向を窺うことにしよう。

表12は山内組の頭納屋への出資者と出資率をまとめたものである。出資者は合計6名で、布屋が40%と筆頭出資者になっている。ここから、前節で整理した小納屋の共同出資方式を適用し、現場の小納屋経営を布屋が担っていたとするのは早計である。大納屋への先納銀の納入は、「先納附銀之儀者手前并布屋常太郎殿両銘ニメ相極り申候」と、布屋と辻川の共同でなされていた⁸²。さらに辻川以下60%の出資に対し、史料上では「当浦六合」(1合=10%)と表現され、辻川と山内組の本拠である印通寺浦による共同出資を示唆するものとなっている。仮に浦単位で出資がなされていた場合、出資率は印通寺浦が60%、布屋が40%となり、出資順位に変更が生じることになる。

幸い山内組の納屋場での経営実態は、同時期の辻川家の「日記扣」⁸³に詳しく記されており、誰が頭納屋を差配していたのかを含め、多くの点を明らかにできる。表13は、この「日記扣」から前目浦で春浦が開始された明治元年(1878)2月から組揚げまでの鯨組関連の記事をまとめたものである。最初に春浦のおおまかな経過を見ておこう。

2月から始まる前目浦での春組では4月12日の組揚げまでに合計5頭が捕獲された。3月16日の座頭3頭、4月16日の兎鯨2頭(子持1最合)がそれである。残された他の操業記録から判断して、この漁期の冬組で山内組は鯨を1頭も捕獲できておらず、3月16日の座頭は念願の「初魚」であったようだ⁸⁴。それゆえか、座頭3頭の解体時には、平戸藩の役人のほか、数百人にも及ぶ見物人が詰め掛けている。また2月から3月中旬に頻繁に行われる神社での祈願や、後に見る鯨組の「組直り」の相談なども、この冬組以来の鯨の捕獲状況が関係していると推測される。

このような春浦の状況の中で、日記の書き手であり、小納屋の出資者でもある辻川与一右衛門はどのような役割を果たしていたであろうか。次に引用するのは、日記の冒頭、与一右衛門が前目浦入りした2月3日の記事である。

〔史料6——2月3日条〕

(明治元年2月)

三日晴北東風、就吉日前目罷越、頭納屋を私宅として大納屋へ出張支配致し候事、尤山内氏・山田屋氏強而御相談ニ付、沖親父代り之義ハ御鬩ニメ惣兵衛へ被 仰付候ニ付、其旨申渡(下略)

内容は次の3点に要約できる。第1に、頭納屋を辻川家とすること、第2に、辻川与一右衛門が大納屋へ「出張支配」すること、そして第3に、組主の山内氏などとの相談により、海上作業を指揮する新しい沖親父を鬩で決定したことである。つまり、頭納屋の出資者の一人である辻川与一右衛門が、小納屋を差配するだけでなく、大納屋の指揮をも代行していたのである。この背景には、安政期までに辻川家で蓄積された捕鯨業に関する経験と知識が存在したと考えられる。

しかし、ここから辻川与一右衛門が組主の機能の全てを担うことになったと結論することはできない。当初、組主の代行としてか、豊漁祈願と見られる3日間の参籠(2月11~13日)などを行っていた与一右衛門も、2月末以降は居所である印

⁸⁰ 平戸藩は益富組に対し強制的な米の売却を行ってきており、沓岐の現地鯨組にも同等の負担が課せられていた可能性がある(松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について」542-547頁)。その場合、傍線部(c)は藩の恩恵的な処置として解釈される。ここでは「銀米等」とあるため、本文の解釈を採った。

⁸¹ 『平戸史料年表』32巻、明治元年5月4日条。なお山内組本体の史料は残存しないため、域外の間屋商人資本からの具体的な出資状況は不明である。

⁸² 石田村役場文書67「山内組先納銀指引帳」。鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』179-181頁にも一部引用されているが、表12と本文中では翻刻に一部修正を加えている。

⁸³ 石田村役場文書183「日記扣」慶応4辰2月。この「日記扣」が辻川与一右衛門によるものであることは、同人が平戸藩から袴一式を拝領した日記中の記事(6月10日条)が藩側の史料でも確認されることなどによって裏付けられる(『平戸史料年表』32巻・明治元年6月9日条)。

⁸⁴ 『勝本町史』上巻、1985年、184-185頁、などは当該期の山内組の捕獲高を5頭とする。

表12 山内組頭納屋への出資（慶応3-4年）

出資者	先納銀 (銀匁)	出資率 (%)
布屋常太郎	14,467.72	40
辻川与一右衛門	7,233.86	20
平田屋太次郎	3,616.93	10
嶋屋茂八	3,616.93	10
肥後屋忠左衛門	3,616.93	10
大野屋又助	3,616.93	10
合計	36,169.30	100

出典：鳥巢京一『西海捕鯨業の史的研究』179-181頁。
石田村役場文書67「山内組先納銀指引帳」慶
応3年8月。

注：道具は山・頭・大骨各8本。嶋屋茂八と肥後
屋忠左衛門は辻川与一右衛門と血縁関係にあ
る（山口文庫14-207「請地争論口上書控」安政2年2月）。

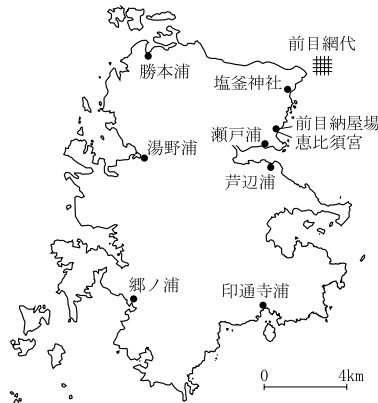


図4 杓岐・山内四郎右衛門組の関連地

典拠：『杓岐浦瀬戸史』杓岐浦瀬戸会、1986年、118頁、
田畑久夫「西海捕鯨業の変遷」5頁より作成。

表13 明治元年春・山内前目組の操業経過（辻川家の日記より）

日付	事項
2月1日	天満宮ほかへ参詣。組主山内夫人らと大祝いをする。
3日	前目へ移動。頭納屋・大納屋の差配などを取り決め。
4日	小納屋中と勘定納屋で酒宴。
7日	恵比須宮へ参詣。組主山内が印通寺へ引き取り。瀬戸浦中より酒到来。
8日	酒樽の樽開き。布万・布弥・佐野屋惣代来訪 ^(a) 、小納屋中を招き祝いほか。
9日	神社参詣。瀬釜（塩釜カ）大明神へ立願。嶋屋樽開き。
10日	若恵比須様御迎え勧請。大納屋にて角力奉献。
11日	塩釜大明神へ辻川が参籠（～13日。若衆2名共）
24日	組主山内と「組方一条」につき相談。
26日	平田太次郎来訪、山内へ米100俵立替の件を相談。
27日	「組直り」と米100俵立替の件を嶋屋等と相談。
30日	布常・川添 ^(c) と組主山内へ申談の件を取り決め。
3月2日	印通寺で組主への米150俵立替を平田・嶋屋と相談。
3日	印通寺にて組主山内ほかと酒宴。
5日	長須5頭を発見、網を張るも嵐で取り逃がす。
9日	川添らと小納屋「下直り」につき相談。
12日	大納屋へ米立替の件で松永安左衛門 ^(a) が前目浦へ移動。
15日	座頭2頭を発見。
16日	座頭3頭懸取の注進あり。
17日	鯨解体、平戸藩士の平野・泥谷様ほか見物、見物人が数百人、カンダラが盛んで、2頭だけ解体。
18日	夜明けに1頭解体。頭納屋などにて鯨販売。
19日	平田・嶋屋同道で印通寺へ引き取り。
4月12日	組主山内来訪。小納屋へ売払い鯨代につき相談。
13日	組主山内前目へ戻る。鯨代などにつき取り決め。
16日	児鯨子持1最合懸取の注進あり。頭納屋で鯨を販売。
21日	山内組網揚げ。

典拠：石田村役場文書183「日記扣」慶応4年2月。

注：（1）「布万」は布屋万六、「布弥」は布屋弥太郎と推測される。いずれも安政期辻川小納屋の鯨販売先として現れる（石田村役場文書16、25など）。布屋弥太郎とは共同で鯨の積出販売を行う（同文書9）。佐野屋は不明。
（2）「布常」は頭納屋の筆頭出資者布屋常四郎、「川添」は川添屋徳蔵。本文も参照のこと。
（3）「電力の鬼」などと呼ばれた明治～昭和期の実業家・松永安左衛門の祖父と考えられる（『松永安左衛門著作集』第1巻、五月書房、1982年、381頁参照。）

通寺浦へ移り、通常の小納屋経営者の一人に戻っている⁸⁵。こうした与一右衛門の行動から読み取れるのは、大納屋・小納屋の関係が階層的に硬直化しているのではなく、むしろ流動的であったこと、さらに沖親父を組主らと共に決定している史料6の後半部を踏まえれば、組主・小納屋を含めた関係者が共同で鯨組を運営している状況であろう。この点は表13に示したように、出資者たちが鯨組の経営問題に関してしばしば相談を繰り返していたことから窺える（2月24日、同27日など）。次にその事例を一つあげておく。

〔史料7——3月9日条〕

瀬戸^(a)川添や徳蔵小なや之義下直り如何致候哉、何程逆も只今大なや銀取かへ候而ハ下直り出来かたく旨、
布常心得^(b)にて相見得申候、右ニ付、原田・嶋や相招論談致、盃出し引取相成候後、暮方大なや^(c)加子共折合不
申ニ付、最早致かた無之、明日^(d)も組上^(e)ヶ致候段、小なや中へ連名^(f)にて手紙相達申候ニ付、余^(g)り残念ニ付、小な
や^(h)とふとや工夫⁽ⁱ⁾にて当月中なり共留置候而ハ何分御座候哉、返答置候事

史料中に登場する布屋と嶋屋はいずれも辻川と同じ頭納屋出資者である（表12）。川添屋徳蔵と原田については詳

⁸⁵ 「日記扣」では、2月26日まで「沖立」の有無の記載があるが、それ以降は見られなくなる。「沖立」は鯨組の海上作業を示すものであろう。おそらく2月26日頃を境に与一右衛門の大納屋での「出張支配」は終了したものと推測される。

細は不明だが、小納屋の出資者の可能性が高い。これら小納屋の関係者の間では、山内組の組出当初からの不漁を受けて、漁期途中での小納屋の「下直り」(撤退の意か)が議論に上っていたのである(下線部a)。ここから浮かび上がるのは、小納屋の関係者が連携を取りながら鯨組と小納屋の運営に関与していた状況である⁸⁶。

日記には辻川らの益を上げての「論断」の行方は記されていないが、彼らの主張の一つは、大納屋(組主)への貸付金(「銀取かへ」)があるため、現状での「下直り」は困難というものであった。しかし同日暮れには、大納屋(組主)の側でも雇用する水主との折り合いが付かず、小納屋経営者に対して漁期途中での組上げが打診されることになる(下線部b)。これに対する辻川の対応が興味深い(下線部c)。辻川は小納屋側の「工夫」による3月中の漁の継続を助言しているのである。ここからは、単に鯨組に債権を抱えた小納屋側の経営判断だけでなく、「余り残念」という「出張支配」を勤めた辻川の意識も読み取ることが可能であろう。土佐藩の視察者は、小納屋を「漁時等鮮き年並ハ、互に出銀仕場所取立申道理相見へ」(史料4)と評したが、ここで引用した日記のくだりは、鯨組の運営において「互いに場所を取り立てる」という相互扶助的な「道理」が働いた一つの事例であるといえる。

この一件の後、山内組では5頭の鯨が捕獲され、4月12日に無事組揚げとなった。沓岐捕鯨業の最盛期に較べれば、格段に少ない捕獲高であるとはいえ、ともかく小納屋らの「工夫」も得て漁期を終えたのである。小納屋らの「工夫」が何であったか史料は明らかにしないが、そこにおいて「日記扣」に見られる相互扶助的な協業関係、また前節で見た地域における日常的な金融関係が有効に機能したであろうことは想像に難くない。

以上のような山内組の操業のあり方からは、会計分析から導き出される小納屋の特性に次のような補足を付け加えることができる。すなわち小納屋の経営には高い主体性と自律性が見られるものの、組主と小納屋の間には一種の協業関係が存在していること、そして、その関係が成立する枠組として地域が重要な役割を果たしていたことである。山内組の場合には、各小納屋の出資者の構成は史料的限界により不明だが、組主である山内四郎右衛門、頭納屋の辻川与一右衛門らの本拠である印通寺浦が協業関係を取り結ぶ一つの軸になっていたといえる。小納屋の共同出資者間に見られる地域的な金融関係もこの推測を支持している。

山内組のように地域が主体となって操業される鯨組は沓岐だけの孤立的な事例と考えるべきではない。幕末維新期の五島宇久島においても、捕獲高の減少のためか、頻繁な鯨組の交替がなされる。嘉永・安政期(1848-59)では、のべ5組の鯨組が操業したが、その中に「宇久村中ヨリ出組ス」と明治期の郷土史に記される鯨組が2度登場する⁸⁷。これも山内組の事例と同じように、既存の鯨組が撤退した後、地域社会が主体となって新たな鯨組を立ち上げたものと見るべきだろう。こうした地域の枠組が果たす役割は、小納屋を含む鯨組の組織形態と共に、明治期以降の西海捕鯨業のあり方を大きく規定することになる。

山内組の廃絶後、沓岐では明治4-5年(1857-58)に長谷川組の操業が確認される(表2)。おそらくこれが沓岐で最後の近世的な「鯨組」であった。しかしその直後、明治7年(1874)には、芦辺浦などの商人らによって「鯨漁結社創立願」(出資者110名、資本金5000円)が長崎県令宛に提出されている⁸⁸。伝統的な鯨組が近代的な結社組織に移行した瞬間といえよう。

とはいえ、時系列的な推移からも容易に推察されるように、両者の間には差異よりも共通性の方が多く認められる。例えば、「鯨漁結社」の出資者は110名とあるが、史料に明記された者は合計25名であり、この人数は沓岐鯨組の小納屋を含めた出資者数(約20~28名)とほぼ一致する⁸⁹。これが偶然の一致でないことは、「鯨漁結社」に続く前目組捕鯨社の

⁸⁶ 小納屋の共同出資者間においても同様である。例えば、頭納屋への出資者である辻川与一右衛門・平田太次郎・嶋屋茂八は、組主山内からの米150俵(鯨組の飯米か)の借用依頼に対し、3名共同名義による貸付けを決定している(「日記扣」3月2日条)。

⁸⁷ 大久保周蔵『通俗五島紀要』鶴野書店、1896年、64-65頁。この間の鯨組の組主は以下の通り。嘉永2年:沓岐・八幡屋長兵衛、嘉永4年:肥後・高岡卯惣次、嘉永6年:宇久村中、安政元年:平戸領針尾島・覚太郎、安政3年:宇久村中。

⁸⁸ 鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』192-196頁。

⁸⁹ 鯨組1組に小納屋5~7軒、小納屋への出資者を4名とした場合。また資本金5000円というもの、物価変動を考慮する必要があるが、『鯨史稿』が試算した鯨組の新設に必要な資本金の額に近い。この資本金の規模の類似は両者の経営規模の相似を間接的に示す。

出資者数も壱岐在住者を中心に23名であることから窺える⁹⁰。しかも、支配人や会計掛など前目組捕鯨社の主要な役職を勤めるのは、出資額の上位を占める出資者達であった⁹¹。ここに組主や小納屋などの協業によって地域を主体として運営された伝統捕鯨業の枠組を認めることは困難ではあるまい。

明治期になると西海地方のいくつかの捕鯨場で地域的な捕鯨会社が設立される。ここで取り上げた壱岐と宇久島以外には、小川島、有川・魚目浦、柏浦、黄島などがそうである。これらの多くは近世期を通じて形成された人的・社会的資源を最大限に活用した近代化への対応であったといえるものの、それゆえに経営的に進取の気性に乏しく、明治30年代以降の捕鯨業の変革の中で凋落を余儀なくされる⁹²。その凋落の裏側では飛躍的に高い捕獲高と人的労力の節約が見込まれる新技術（ホルウェー式捕鯨など）の導入に対し、失業の発生や事業の危険性を理由に旧来の捕鯨業者が反対するといった事態が現出していたのである⁹³。こうした近代的な資本の論理と在来の捕鯨業の論理が対峙する状況は、地域の運営にも密接に関わっていた近世期の西海捕鯨業のあり方にすでに胚胎していたのである。

おわりに

以上、本論では壱岐の小納屋と呼ばれる経営体の会計分析を手掛かりに、小納屋の経営と共同出資の実体、および地域を主体にして運営される維新期の山内組の事例を検討した。

そもそもなぜ西海地方で小納屋のような経営体が登場したのかといえば、第一義的には鯨組の金融的逼迫を緩和し、地域に蓄積された資本を捕鯨業へと動員するためであったといえる。捕獲される鯨の一部を引当てに地域の中小商人資本から資金を集め、さらに加工や販売など陸上作業の負担軽減も見込まれる。この点で、小納屋という仕組みは鯨組にとって極めて好都合なものであった。

しかし、小納屋の存在が制度的に定着することで、西海捕鯨業のあり方も大きく変化したといえる。そもそも伝統捕鯨業の参入障壁は高い。特に網取式捕鯨の場合、膨大な資本、海上・陸上業務に関する経営知識、さらに排他的な網代も必要となる。小納屋という仕組みは、制度的に見れば、この参入障壁を引き下げ、数多くの中小商人資本を捕鯨業へと呼び込む効果を持っていたといえよう。しかも帳簿の会計分析から明らかにしたように、参入を果たした中小商人資本が経営する小納屋は、鯨組への経営的従属性が低く、自らの収益を確保するため自律的な経営行動を取ることになる。これによって西海捕鯨業の構造はより多面的で複雑なものになっていったといえる。この構造的変化が持つ意味は、本論が主題とした金融と地域に関していえば、およそ次のように整理できる。

金融においては、小納屋の仕組みは西海地方で蓄積される地域の資本を鯨組へと運用させる回路となっていた。近世後期以降の壱岐では、一つの鯨組に対して5～7軒の小納屋が存在し、それぞれ4名ほどの出資者が資金を拠出していた。彼らの出資活動は、講銀の活用や低利の資金融通（「帰歩」慣行の適用）など地域における日常的な金融関係に支えられ、複数の鯨組の小納屋に出資することでリスクの分散化も図られている。小納屋を通じた捕鯨業への出資は捕獲高の変動に対する緩衝器として西海捕鯨業に一定の安定性と持続性をもたらしたと評価できる。

また地域が西海捕鯨業において参入者達の行動を規定する枠組の一つとなっていたことも注目される。これには単に地域の市場圏や資本移動の空間的制限などの経済的要因だけでなく、社会的要因も含めて解釈すべきであろう。特に小納屋の出資者である中小商人資本の多くが浦役人層であったことの意味は大きい。本論で触れたように、捕鯨業は多数の貧民を抱え込むなど、地域経済に占める重要性が高かった。したがってその存廃をめぐる問題は鯨組が設置さ

⁹⁰明治18年(1885)年時。鳥巢京一『西海捕鯨業史の研究』九州大学出版会、1993年、466-469頁。

⁹¹例えば、筆頭株主(各30株)の目良亀太郎は会計掛、目良善右衛門は雑務掛、今西卯八郎・吉浦友太郎は支配人の肩書を持つ(山口文庫17-225「前目捕鯨組受払勘定書」明治18年11月)。

⁹²秀村選三「徳川期九州に於ける捕鯨業の労働関係」18-1、59-60頁、18-2、105-106頁。

⁹³鳥巢京一『西海捕鯨の史的研究』349-350頁、渡邊洋之『捕鯨問題の歴史社会学——近現代日本におけるクジラと人間——』東信堂、2006年、55頁。

れた地域の運営そのものに基底的な影響を与えるものであったと考えられる。当時の捕鯨業の社会性と公益性を考えれば、採算が見込まれないからといって容易にその操業を廃絶することはできないのである。維新期の山内組に見られる組主・小納屋出資者が共同して運営する鯨組のあり方、あるいはそこに登場する辻川家が明治大正期に壱岐の名望家として浮上することなども、こうした伝統捕鯨業が持つ社会的な性格を踏まえることで理解が可能となると考える。

以上のような壱岐捕鯨業の分析から得られる結論は、必ずしも西海地方の他の鯨組や小納屋にそのまま適用されるものではない。例えば、維新期の山内組のような地縁的な結び付きによる鯨組・小納屋の運営が成立するには、捕鯨基地が設置される地域に確固とした地域社会なり村落共同体が存在していなければならない。この前提が欠けている場合には、当然ながら労働力や資本を動員するための別の原理が採用されるであろう。小納屋に関していえば、益富組が自らの同族集団に小納屋経営を委ねたように、小納屋の仕組みを血縁原理によって運用する可能性も残されている⁹⁴。このような西海捕鯨業における多様性を実証的な検討を通じて類型化していく作業はこれからの研究課題といえる。

それと同時に、様々な経営体を統一的に把握するための論理を探し出すことも求められる。本稿が扱った分野では、鯨組を越えて存在する小納屋の会計的な類似性は、西海捕鯨業における会計方式の共通性を示唆するものとして、他の鯨組や小納屋への高い一般化が期待できる。また小納屋に対して行ったような制度的な分析も有効性を発揮するであろう。数多くの鯨組や小納屋を抱え込み、規模を拡大していった西海捕鯨業をいかに総体として理解するか。これは他の捕鯨地域にはない、西海捕鯨業特有の課題である。本稿はこの課題の解決に近づくために必要となるいくつかの論点を示そうとした試みでもある。

⁹⁴ 益富組における小納屋の形態の違いについては、末田智樹によって注目されている（末田『藩政捕鯨業の展開』156頁）。

[付記] 史料の閲覧・調査に関しては、壱岐郷土館と長崎歴史文化博物館の方々にお世話になりました。末筆ながら感謝申し上げます。なお、本稿で使用した史料のうち、壱岐郷土館所蔵のものはインターネット上の九州大学総合研究博物館デジタル・アーカイブで閲覧が可能です。また壱岐郷土館所蔵の史料は2010年3月開館の壱岐市立一支国博物館へ移管される予定です。